

4 子育て支援の取組み

◆保育等対策

就学前児童の居場所 ※R6. 4. 1 現在、 ただし幼稚園は R6. 5. 1 現在	3 歳未満児の約 5 割が自宅等で過ごす。				
		認可保育所	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	自宅など
	3 歳未満児	38. 0%	0%	16. 6%	36. 2%
	全 体	43. 3%	10. 2%	23. 8%	16. 9%
施設数 ※R6. 4. 1 現在、ただし、認可外保 育施設は R6. 5. 1 現在、幼稚園、 幼保連携型認定こども園、小学 校、中学校は R6. 5. 1 現在 ※へき地保育所・児童館は休止中 のものを含まない 人数 ※R6. 4. 1 現在、ただし、認可外保 育所は R6. 5. 1 現在、幼稚園、幼保 連携型認定こども園、小学校、中 学校は R6. 5. 1 現在	保育等関連施設の利用状況は以下のとおり。				
		か所数		人数	
	認可保育所	2 2 0 か所		1 5, 4 4 0 人	
	へき地保育所	0 か所		0 人	
	児童館（集団保育）	2 5 か所		1 6 0 人	
	幼稚園	5 2 か所		3, 6 4 6 人	
	幼保連携型認定こども園	8 3 か所		8, 4 7 1 人	
	認可外保育施設	9 7 か所		1, 2 9 8 人	
	小学校	2 2 2 か所		4 5, 6 0 7 人	
	中学校	9 5 か所		2 5, 2 5 2 人	
保育所の利用率の推移（R6. 4. 1）	平成 3 1 年 令和 6 年				
	3 歳未満児	4 1. 3 %	→	4 0. 3 %	
	3 ～ 5 歳児	5 8. 7 %	→	5 9. 7 %	
特別保育事業 ※R6. 4. 1 現在	延長保育	2 1 9 か所	乳児保育 2 0 0 か所		
	一時預かり	1 0 3 か所	病児・病後児保育 8 7 か所		

◆地域における子育て支援

地域子育て支援拠点施設		1 1 1 か所（R6. 4. 1 現在）一般型 1 0 1、連携型 7、自主事業 3
一時預かり	一般型	1 3 2 か所（R6. 4. 1 現在）
	幼稚園型	1 1 1 か所（R6. 4. 1 現在）
	余裕活用型	2 2 か所（R6. 4. 1 現在）
	居宅訪問型	0 か所（R6. 4. 1 現在）
預かり保育（幼稚園）		公立 1 0 か所※ 私立 1 6 か所（補助ベース）（R5 年度実績） ※幼保連携型認定こども園を含む
ショートステイ		実人数 5 1 名 延日数 2 0 4 日（R5 年度実績）
トワイライトステイ		実人数 1 5 名 延日数 3 1 日（R5 年度実績）
病児病後児保育		病児病後児対応型 3 6 か所（R6. 4. 1 現在） 体調不良児対応型 5 6 か所（R6. 4. 1 現在）
ファミリー・サポート・センター		2 3 か所 会員 6, 0 7 2 名（R5 年度実績）
母親クラブ		1 5 クラブ（R6） 会員 8 0 5 名（R6）
放課後児童クラブ		3 2 5 クラブ 登録児童数 1 7, 1 3 1 名（R6. 5. 1）

◆児童の保護と自立支援（児童虐待防止対策など）

児童虐待相談件数	平成30年度 512件（全国159,838件）		
※県は認定件数・全国は対応件数	令和 5年度 869件（R4：全国219,170件）		
里親	登録等里親数：144 委託児童数（ファミリーホーム含む）：52（R5年度末）		
児童養護施設	入所児童189名（R6.4.1）		
不登校児童・生徒		小学校	中学校
	平成30年	249名	861名
	令和 5年	785名	1,554名

◆障がい児の保護と自立支援

療育手帳（知的障がい児）	令和 元年度末	1, 4 8 0 名（A 405・B 1, 075）
	令和 6 年度末	1, 5 7 7 名（A 434・B 1, 143）
身体障がい者手帳 （身体障がい児）	令和 元年度末	5 7 1 名（1 級 276・2 級 84・他 211）
	令和 6 年度末	5 1 1 名（1 級 243・2 級 77・他 191）

◆母子保健対策

1 歳 6 か月児健診	対象児 6, 2 2 7 名中、受診児 6, 2 0 7 名（98. 9%）R4 年度
3 歳児健診	対象児 6, 8 1 8 名中、受診児 6, 7 5 8 名（99. 1%）R4 年度

◆ひとり親家庭福祉対策

児童扶養手当	平成 3 0 年	7, 6 6 1 名（3, 8 5 2 百万円）
	令和 5 年	6, 1 0 6 名（3, 1 1 8 百万円）

◆女性の保護と自立支援

DV 相談受付件数	平成 3 0 年	4 4 9 件
	令和 5 年	5 2 9 件

(1) 就学前児童の保育等対策

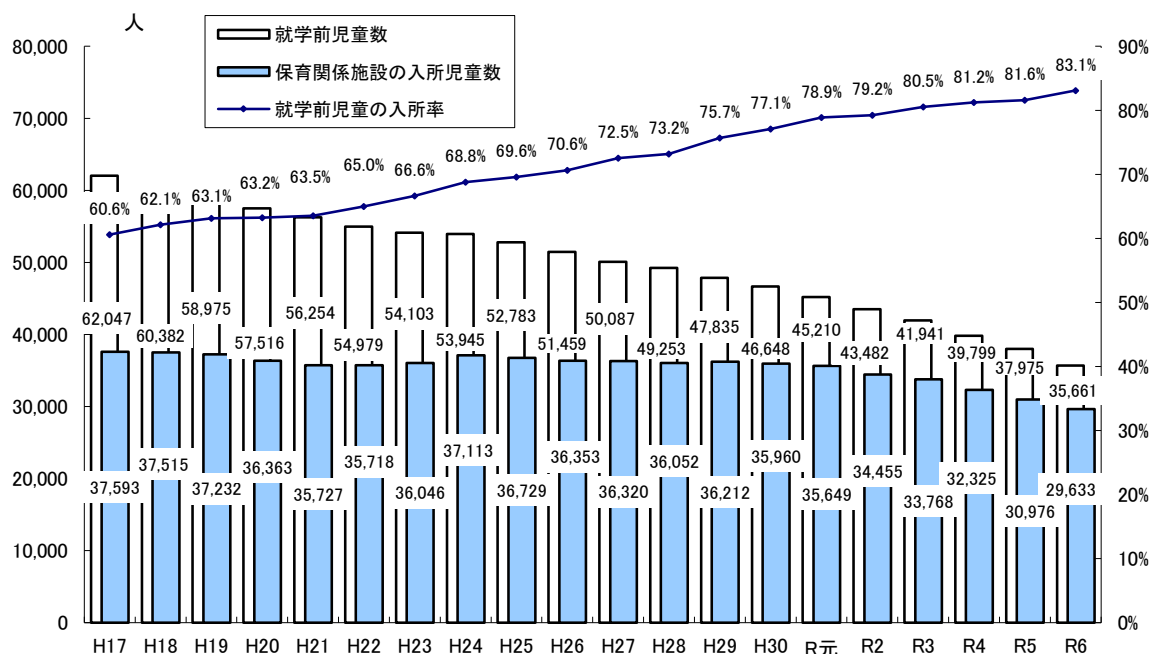
① 就学前児童の保育等の状況 (図4-1～4 表4-1・2)

就学前児童数が減少し続けている中、就学前児童が保育所や幼稚園などの保育関係施設を利用する割合は、年々増加 (R6:83.1%)。自宅等で過ごしている児童は、約2割 (R6:16.9%) である。特に幼保連携型認定こども園の利用率が上昇している。

3歳未満児では、約6割の児童 (R6:63.8%) が関係施設を利用している。

なお、小・中学校の児童生徒数は少子化で減少している。

■ 図4-1 山形県の就学前児童の保育関係施設入所状況



資料：県子ども成育支援課調べ／山形県「学校基本調査」

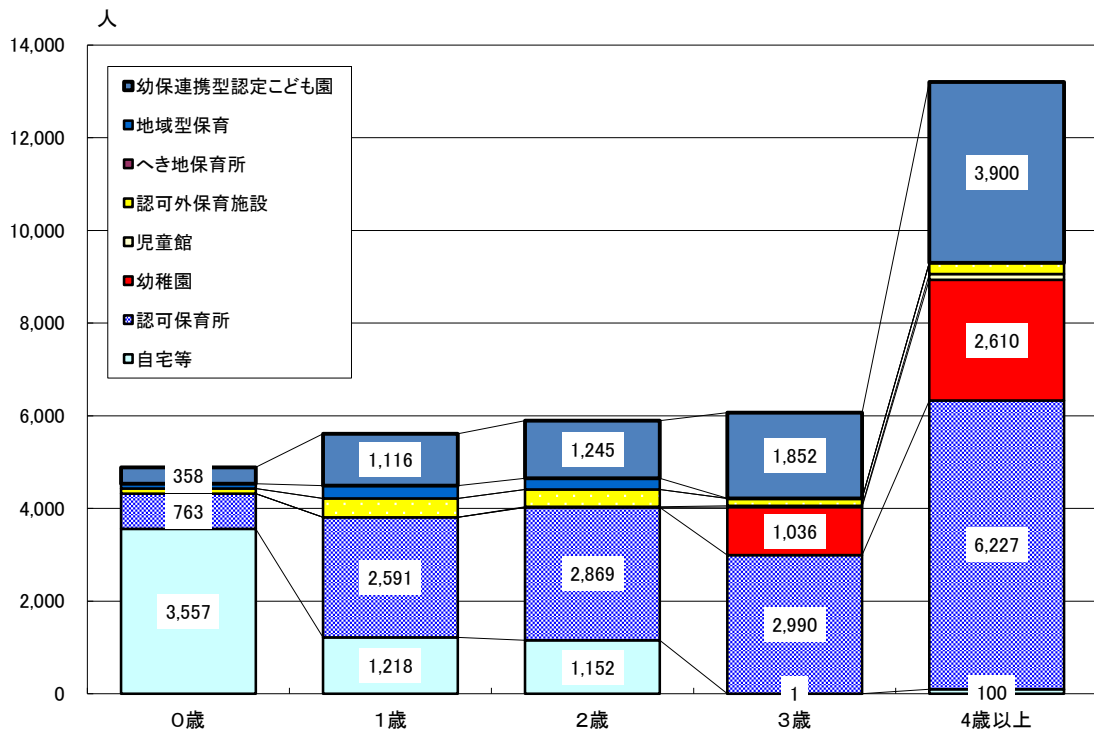
■ 表4-1 山形県の就学前児童の保育関係施設入所状況

年度	就学前児童数	保育関係施設入所状況										その他 (自宅等)
		認可 保育所	家庭的 保育事業	小規模保 育・事業 所内保育	へき地 保育所	児童館	認可外 保育施設	幼稚園	幼保連携型 認定こども 園	合計	入所率	
平成22年	54,979	19,904	26		90	1,309	2,785	11,604		35,718	65.0%	19,261
平成23年	54,103	20,428	35		90	1,314	2,816	11,363		36,046	66.6%	18,057
平成24年	53,945	20,931	59		71	1,270	3,005	11,777		37,113	68.8%	16,832
平成25年	52,783	21,160	67		80	1,183	2,954	11,285		36,729	69.6%	16,054
平成26年	51,459	21,319	78		62	1,158	2,937	10,799		36,353	70.6%	15,106
平成27年	50,087	20,436	85	160	56	1,111	2,528	8,885	3,059	36,320	72.5%	13,767
平成28年	49,253	20,243	74	367	45	1,029	1,889	8,229	4,176	36,052	73.2%	13,201
平成29年	47,835	20,312	88	414	33	926	1,857	7,249	5,333	36,212	75.7%	11,623
平成30年	46,648	19,787	92	487	9	739	1,814	6,782	6,250	35,960	77.1%	10,688
平成31年・令和元年	45,210	19,502	84	543	6	697	1,673	6,489	6,655	35,649	78.9%	9,561
令和2年	43,482	18,608	73	585	0	486	1,659	5,850	7,194	34,455	79.2%	9,027
令和3年	41,941	18,009	67	588	0	393	1,517	5,381	7,813	33,768	80.5%	8,173
令和4年	39,799	16,903	59	578	0	234	1,438	4,805	8,308	32,325	81.2%	7,474
令和5年	37,975	16,138	55	559	0	199	1,388	4,352	8,285	30,976	81.6%	6,999
令和6年	35,661	15,440	67	551	0	160	1,298	3,646	8,471	29,633	83.1%	6,028

※各年4月1日現在、認可外保育施設、幼稚園及び幼保連携型認定こども園は5月1日現在

資料：県子ども成育支援課調べ／山形県「学校基本調査」

■ 図４－２ 山形県の就学前児童の居場所（令和６年）



※ 4月1日現在、認可外保育施設、幼稚園及び幼保連携型認定こども園は5月1日現在

資料：山形県「学校基本調査」、県子ども成育支援課調べ

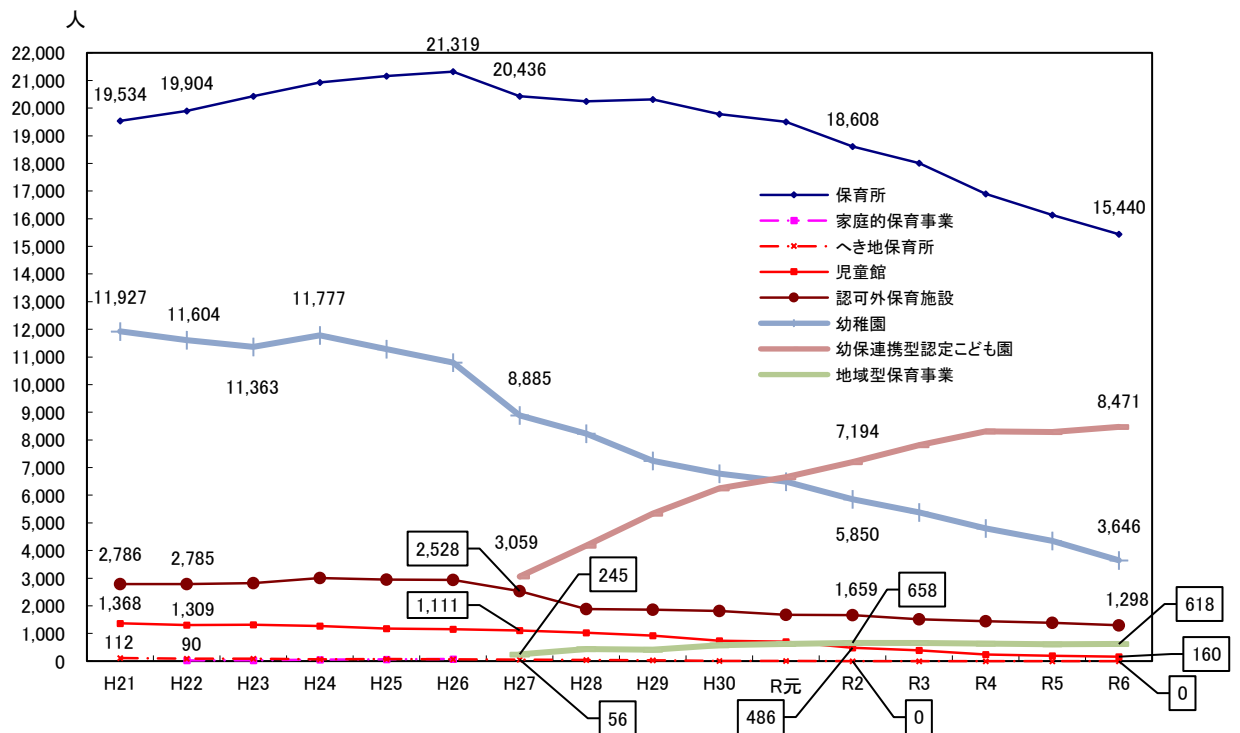
■ 表４－２ 山形県の就学前児童の居場所（令和６年）

	認可保育所	地域型保育事業	へき地保育所	児童館	認可外保育施設	幼稚園	幼保連携型認定こども園	合計		自宅等		学齢前児童数
								人数	割合	人数	割合	
0歳	763	100	0	0	110	0	358	1,331	27.2%	3,557	72.8%	4,888
1歳	2,591	278	0	0	406	0	1,116	4,391	78.3%	1,218	21.7%	5,609
2歳	2,869	240	0	14	372	0	1,245	4,740	80.4%	1,152	19.6%	5,892
3歳	2,990	0	0	28	163	1,036	1,852	6,069	100.0%	1	0.0%	6,070
4歳以上	6,227	0	0	118	247	2,610	3,900	13,102	99.2%	100	0.8%	13,202
計	15,440	618	0	160	1,298	3,646	8,471	29,633	83.1%	6,028	16.9%	35,661
3歳未満児	6,223	618	0	14	888	0	2,719	10,462	63.8%	5,927	36.2%	16,389
3歳以上	9,217	0	0	146	410	3,646	5,752	19,171	99.5%	101	0.5%	19,272

※ 4月1日現在、認可外保育施設、幼稚園及び幼保連携型認定こども園は5月1日現在

資料：山形県「学校基本調査」、県子ども成育支援課調べ

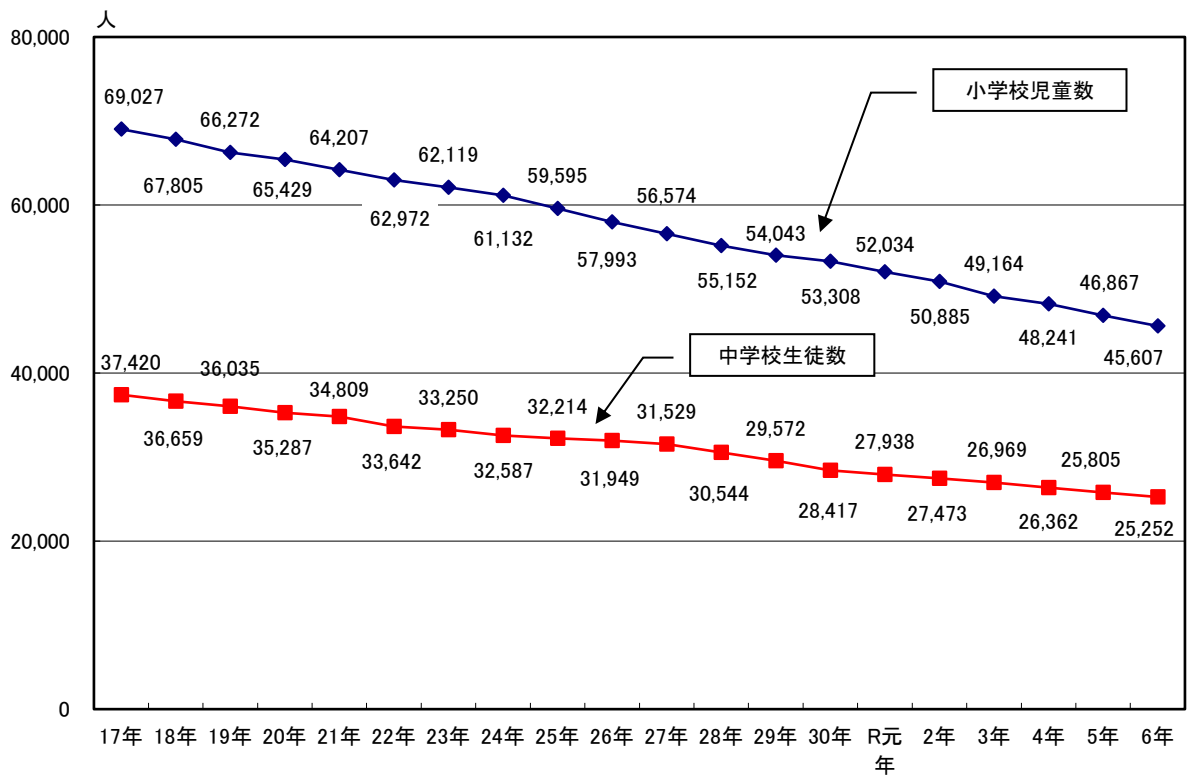
■ 図４－３ 山形県の保育関係施設利用児童数の推移



※各年４月１日現在、認可外保育施設、幼稚園及び幼保連携型認定こども園は５月１日現在（詳細な数値は表４－１参照）

資料：山形県「学校基本調査」、県子ども成育支援課調べ

■ 図４－４ 山形県の小・中学校児童生徒数の推移



※各年５月１日現在

※令和６年は速報値

資料：山形県「学校基本調査」

② 保育関係施設の状況（表 4－3）

県内の保育関係施設（稼働）の設置状況は、表 4－3 のとおりである。

■ 表 4－3 山形県の保育関係施設の設置状況（令和 6 年）

	国公立	民間立	合計
認可保育所	72	148	220
児童館（集団保育実施）	23	2	25
幼稚園	9	43	52
認可外保育施設	9	88	97
事業所内保育所	7	55	62
へき地保育所	0		0
幼保連携型認定こども園	4	79	83
小学校	222		222
中学校	95		95

資料：山形県「学校基本調査」、県子ども成育支援課調べ

※ 4 月 1 日現在（幼稚園・認可外保育施設・事業所内保育所・小学校・中学校は 5 月 1 日現在）

※ 小学校中学校は令和 6 年の速報値（合計）

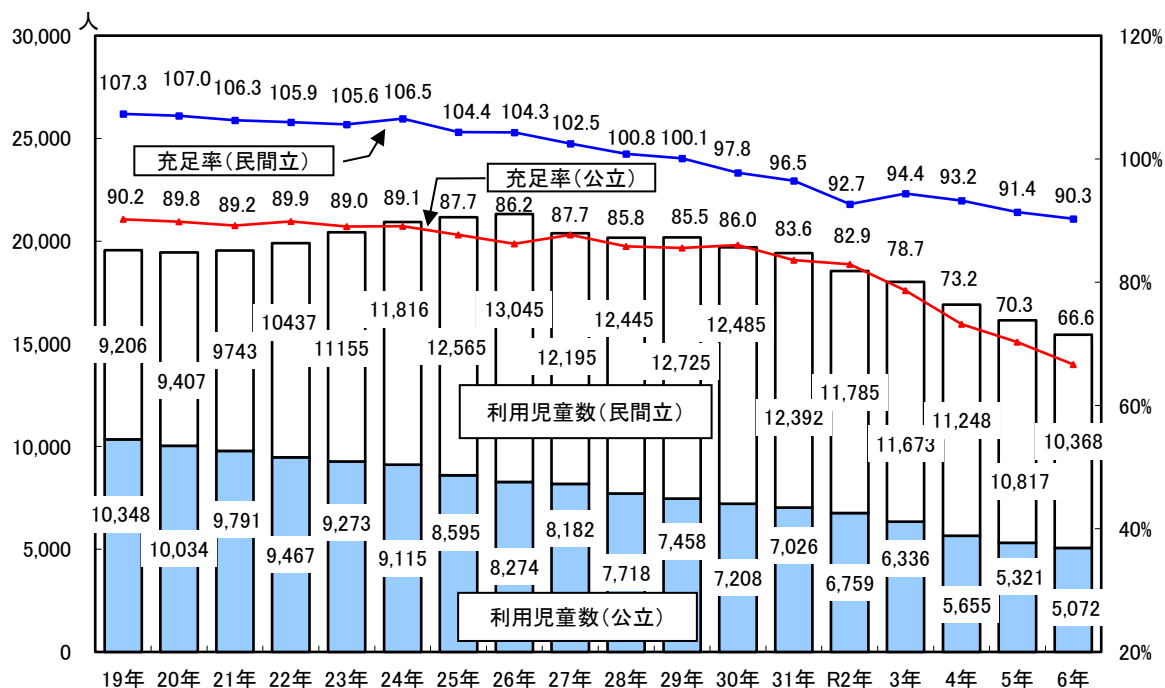
※ へき地保育所・児童館は現在休止中のものを含まない

③ 保育所の利用状況（図 4－5～11 表 4－4）

就学前児童数が減少し続けている中、保育所を利用する児童の数も減少傾向にある。一方、就労形態の多様化等に伴い保育サービスも多様化し、延長保育についてはほぼ全ての保育所が実施するなど、子育てしながら働きやすい環境の整備が進んでいる。

また、保育所等整備による認可保育所の定員増など受入枠の拡大に取り組んできた結果、平成 26 年 4 月 1 日時点では待機児童数ゼロを達成した。その後、平成 29 年から平成 31 年にかけて待機児童が発生したが、令和 2 年から令和 6 年は 5 年連続で 4 月 1 日時点の待機児童がゼロとなっている。

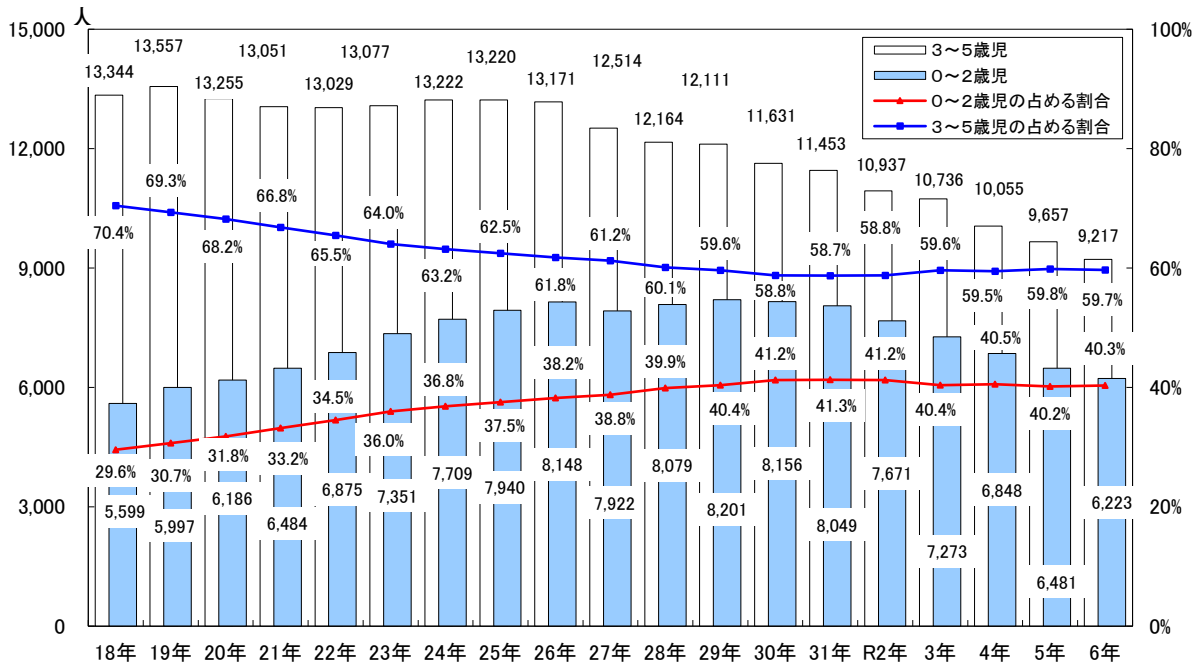
■ 図 4－5 山形県の保育所の利用児童数の推移



※ 各年 4 月 1 日現在

資料：県子ども成育支援課調べ

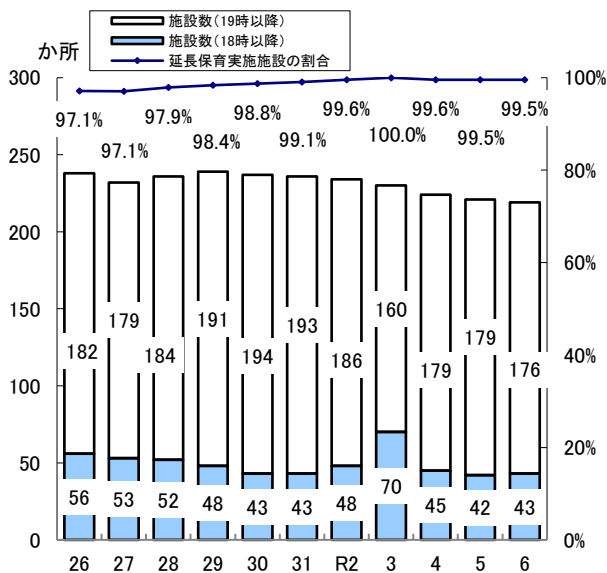
■ 図４－６ 山形県の保育所の年齢別児童数の推移



※各年４月１日現在

資料：県子ども成育支援課調べ

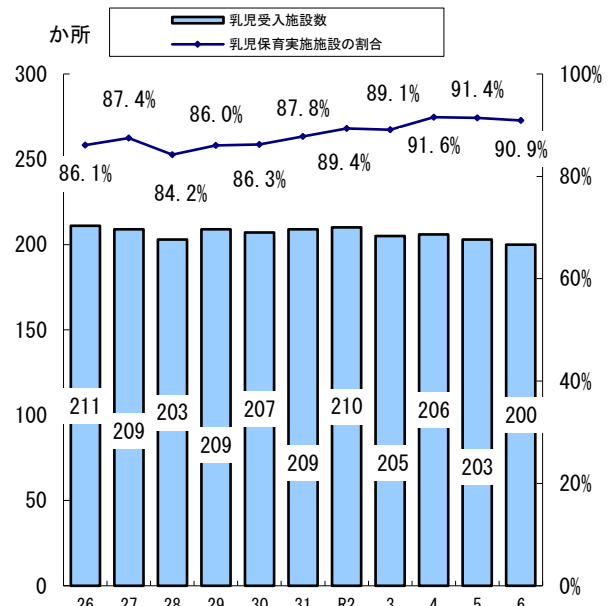
■ 図４－７ 山形県の延長保育の実施状況



※各年４月１日現在

資料：県子ども成育支援課調べ

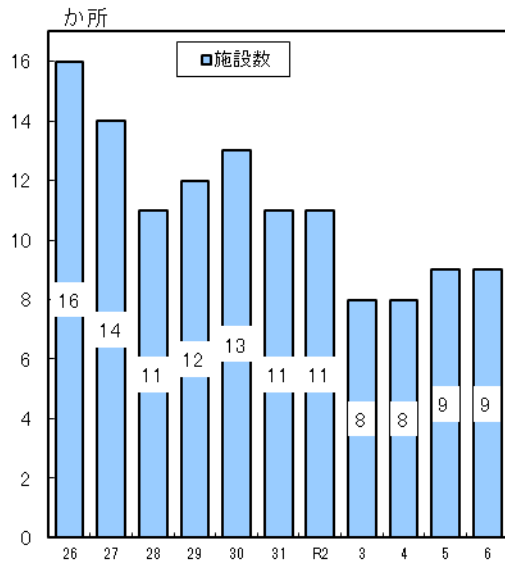
■ 図４－８ 山形県の乳児保育の実施状況



※各年４月１日現在

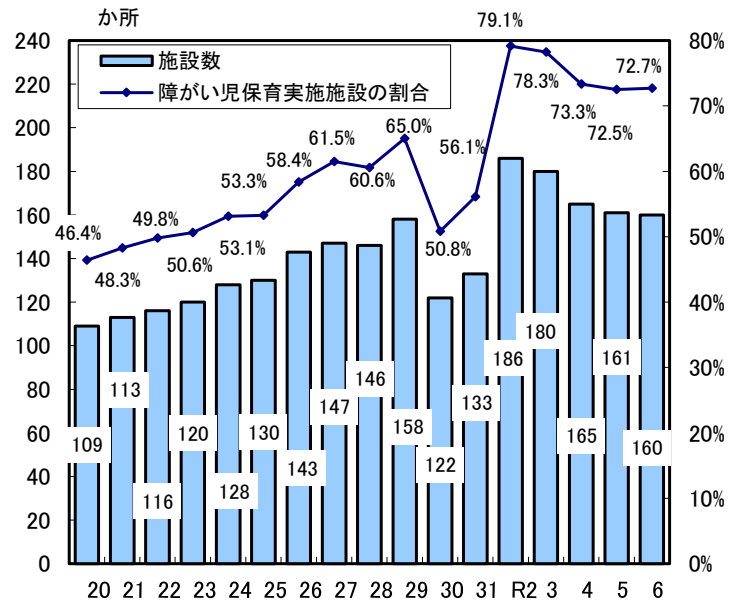
資料：県子ども成育支援課調べ

■ 図４－９ 山形県の休日保育の実施状況



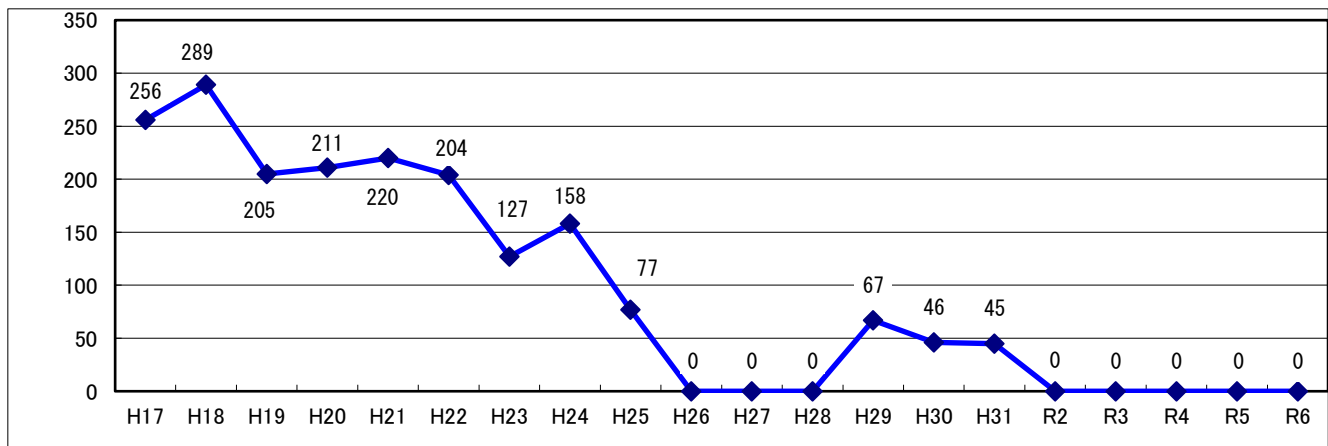
※各年４月１日現在 資料：県子ども成育支援課調べ

■ 図４－１０ 山形県の障がい児保育の実施状況



※各年４月１日現在 資料：県子ども成育支援課調べ

■ 図４－１１ 山形県の待機児童数の推移



■ 表４－４ 市町村別待機児童数（令和６年４月１日）

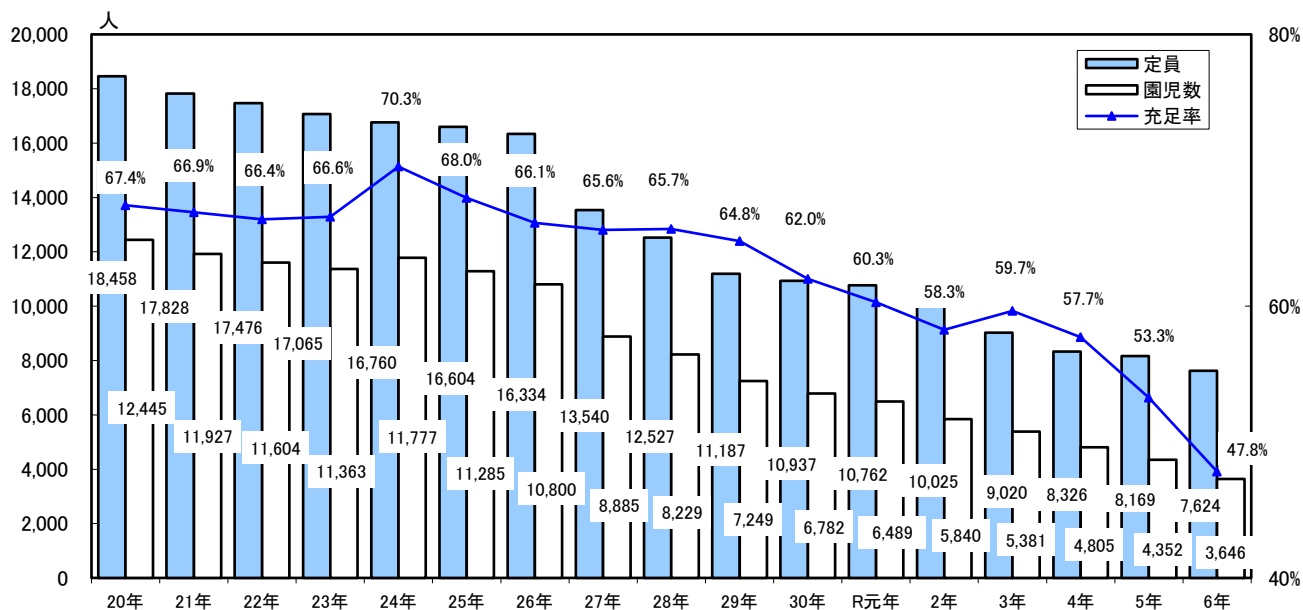
市町村名	合計	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児以上
合計	0	0	0	0	0	0

資料：県子ども成育支援課調べ

④ 幼稚園の利用状況（図４－１２・１３）

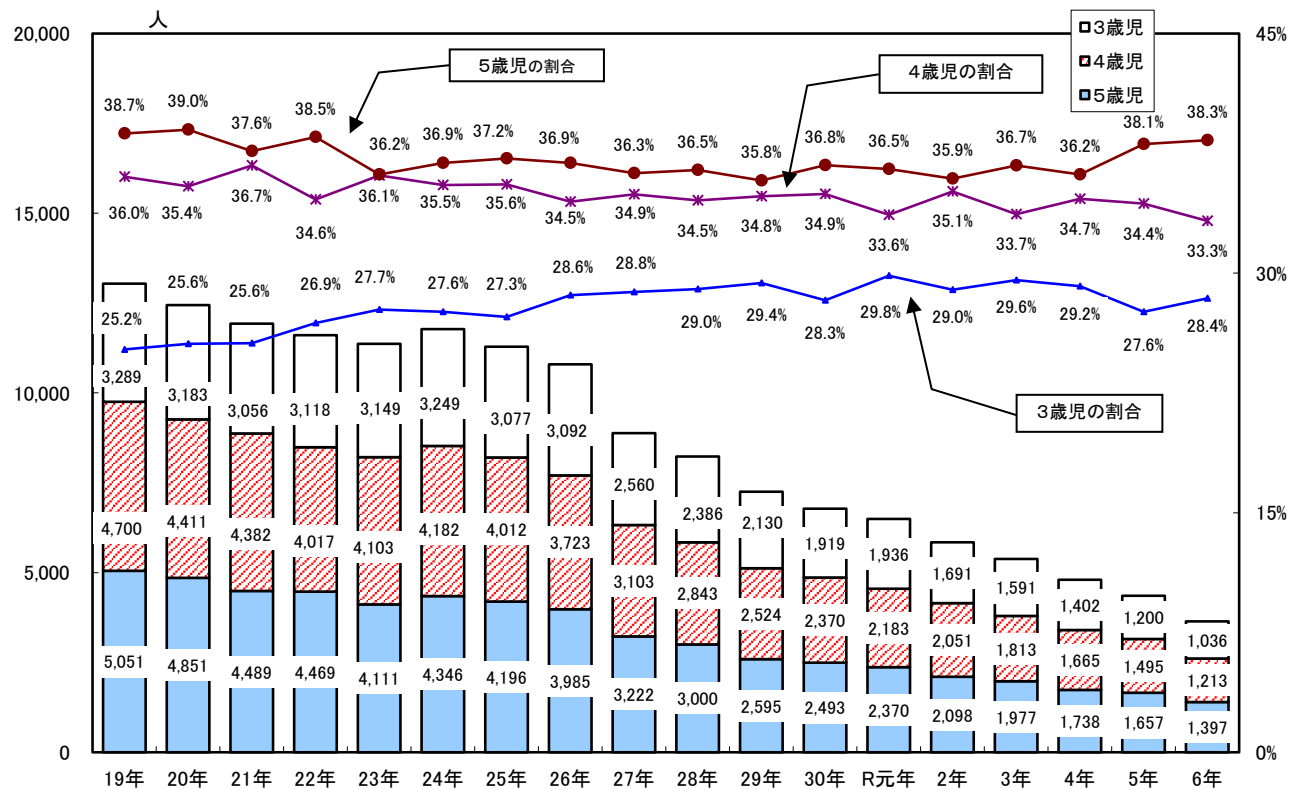
幼稚園の利用児童数は、減少傾向となっており、定員の充足率は近年下降傾向である。

■ 図４－１２ 山形県の幼稚園の利用児童数の推移



資料：山形県「学校基本調査」、県子ども成育支援課調べ

■ 図４－１３ 山形県の幼稚園の年齢別児童数の推移



資料：山形県「学校基本調査」、県子ども成育支援課調べ

（２）地域における子育て支援

① 子育て家庭への経済的支援（図４－１４・１５ 表４－５・６）

児童手当については、平成 16 年度から支給対象年齢が義務教育就学前から小学校第 3 学年修了前まで、平成 18 年度からは小学校修了前までに拡大され、所得制限限度額も引き上げられた。

平成 19 年度からは、3 歳未満の子どもに対する手当として乳幼児加算（一律 1 万円）が創設された。

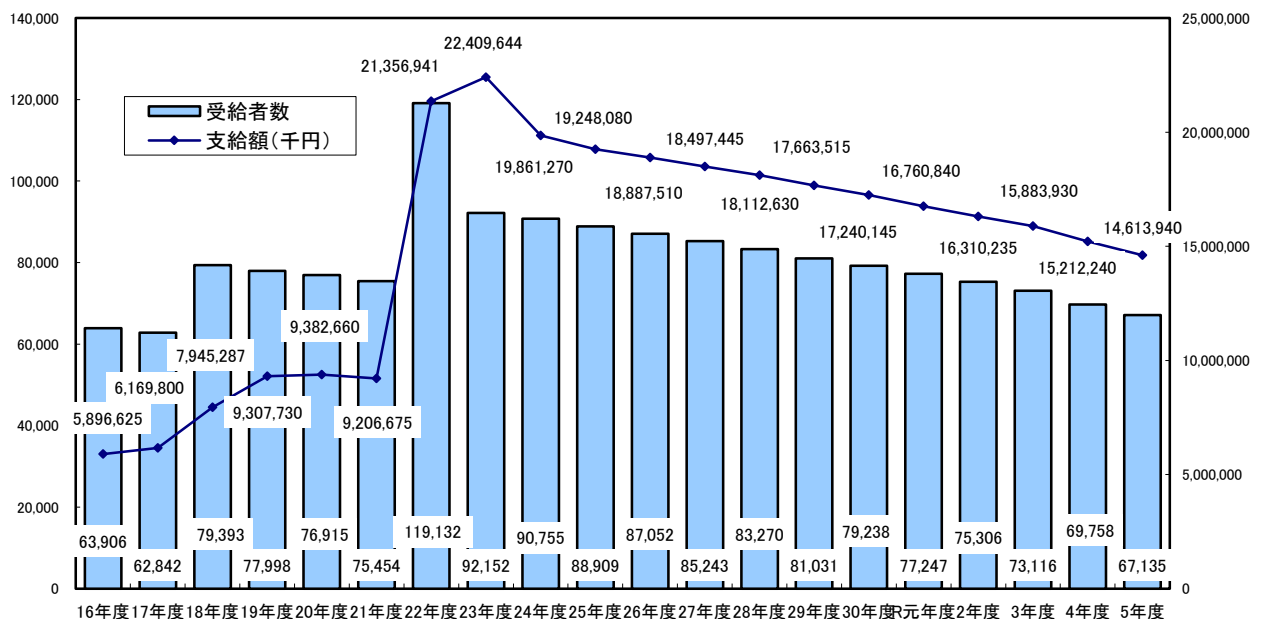
平成 22 年度及び平成 23 年度は、児童手当に代わって子ども手当制度が設けられ、支給対象が中学校修了前までの子どもにまで拡大されたほか、所得制限も廃止された。

平成 24 年度からは子ども手当制度が廃止され、児童手当制度が復活し、支給対象や支給額は平成 23 年 10 月分以降の子ども手当の内容が継続されたが、平成 24 年 6 月分から新たに所得制限が導入され、受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、一律 5 千円の支給となった。

令和 4 年 10 月分から受給者の所得が所得上限限度額以上の場合、対象外となった。

令和 6 年 10 月から支給対象年齢が高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末）までに拡大され、所得制限が撤廃されたほか、第 3 子以降の加算分も増額された。また、多子加算のカウント方法について高校生年代から 22 歳年度末まで拡大された。

■ 図４－１４ 山形県の児童手当・子ども手当の支給状況



※ 受給者数は各年度 2 月末現在で、支給額は各年度実績額（国家公務員を除く）

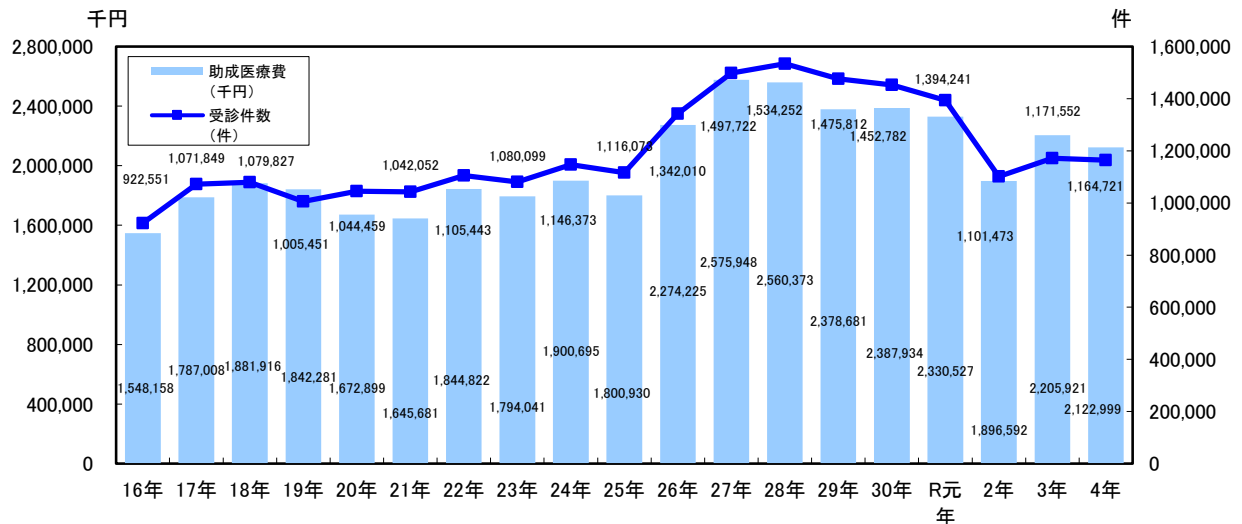
※ 23 年度、24 年度の受給者数は、施設受給者を除いた数である。なお、23 年度については、特別措置法（平成 23 年 10 月施行）の申請を平成 24 年 3 月以降に行った者の分は含まれていない。

資料：県子ども家庭福祉課調べ

■ 表 4-5 児童手当・子ども手当制度の主な改正の内容

			主な制度改正の内容			
			支給対象児童	支給期間	支給金額（月額）	備考
児童手当	制度創設期	S47. 1. 1	第3子から	義務教育終了前まで	3,000円	
	昭和60年改正	S61. 6施行	第2子から	義務教育就学前まで	第2子：2,500円 第3子：5,000円	
	平成3年改正	H4. 1施行	第1子から	3歳未満まで	第1子：5,000円 第2子：5,000円 第3子以降：10,000円	
	平成12年改正	H12. 6施行		義務教育就学前まで		H13年度：所得制限緩和
	平成16年改正	H16. 4施行		小学校第3学年修了前まで		
	平成18年改正	H18. 4施行		小学校修了前まで		
	平成19年改正	H19. 4施行			3歳未満：一律10,000円 (3歳以上は変更なし)	
子ども手当	平成22年創設	H22. 4施行	第1子から	中学校修了前まで	一律13,000円	所得制限なし
	平成23年改正	H23. 10施行	第1子から	中学校修了前まで	3歳未満：15,000円 3歳以上小学校修了前 第1・2子：10,000円 第3子：15,000円 中学生：10,000円	所得制限なし
児童手当	平成24年改正	H24. 4施行	第1子から	中学校修了前まで	3歳未満：15,000円 3歳以上小学校修了前 第1・2子：10,000円 第3子：15,000円 中学生：10,000円	所得制限限度額以上の場合は特例給付
	令和3年改正	R4. 6施行				所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は特例給付 (所得上限限度額以上の場合は不支給)
	令和6年改正	R6. 10施行		高校生年代まで	3歳未満 第1・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1・2子：10,000円 第3子以降：30,000円	所得制限なし

■ 図 4－15 山形県の子育て支援医療の推移



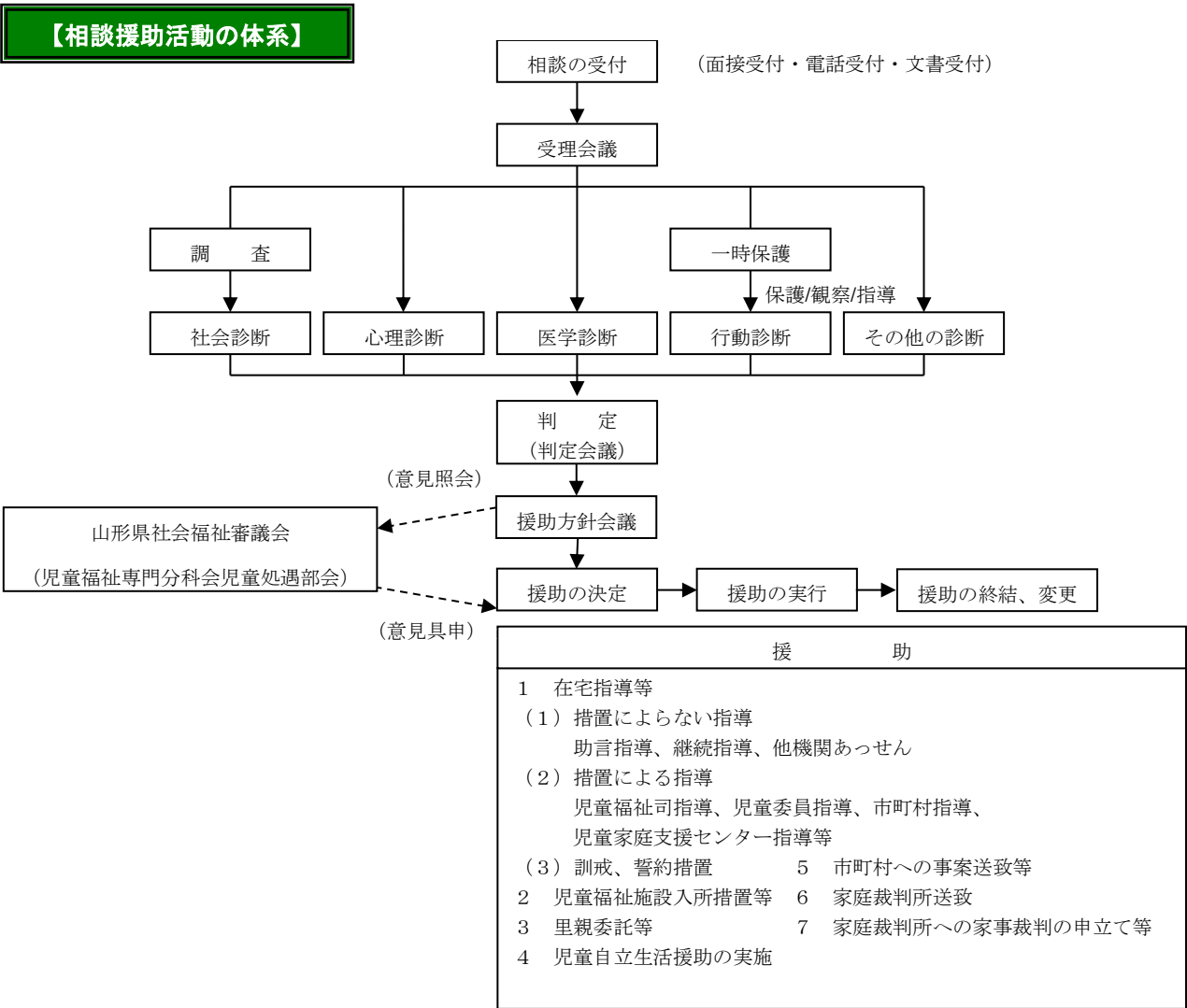
資料：県子ども成育支援課調べ

■ 表 4－6 子育て支援医療（乳幼児医療）の主な制度改正の内容

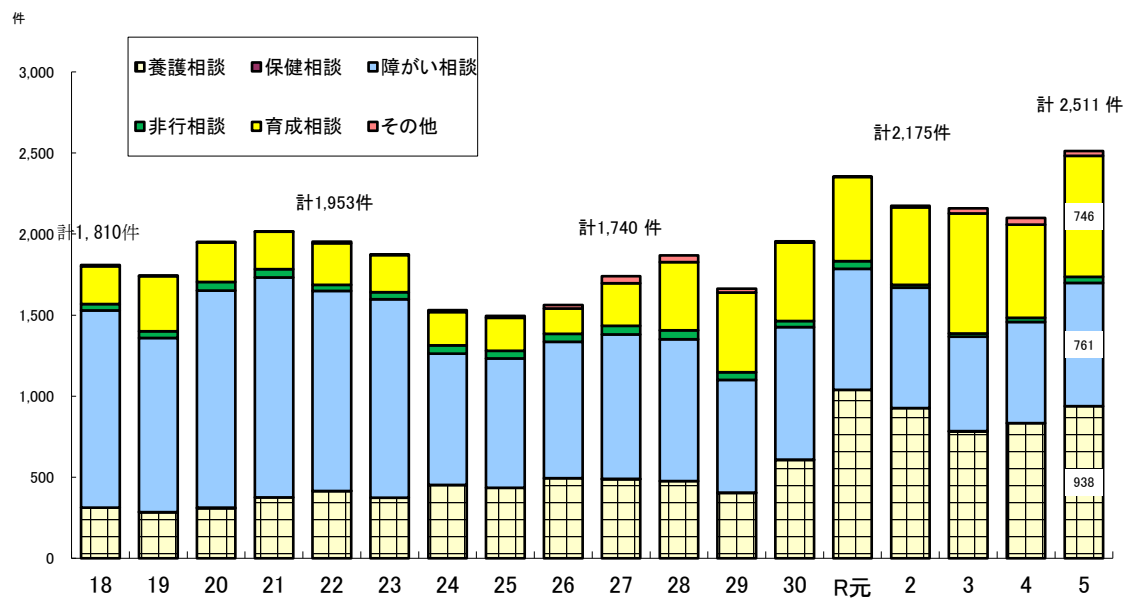
	主な制度改正の内容
S48	10月1日：制度発足
H8	～6月：前年所得330万円以下の者に扶養される0歳児 7月～：前年所得が330万円以下の者に扶養される0・1歳児（乳児医療→乳幼児医療）
H10	7月～：前年所得が330万円以下の者に扶養される0～2歳児
H13	7月～：前年所得が330万円以下の者に扶養される就学前児童
H16	7月～：前年所得が児童手当特例給付に係る所得制限額に満たない者に扶養される就学前児童
H18	7月～：前年所得が平成17年度児童手当所得制限額に満たない者に扶養される就学前児童 第3子以降の就学前児童については、所得制限を撤廃 3歳未満及び第3子以降の自己負担無料化
H20	7月～：前年所得が平成18年度児童手当所得制限額に満たない者に扶養される就学前児童 第3子以降の就学前児童については、所得制限なし
H21	7月～：入院費用の助成対象年齢を就学前乳幼児から小学校6年生まで拡大
H22	7月～：父子家庭を助成の対象に加える。就労条件の整理
H24	7月～：所得制限の廃止
H25	10月～：入院費用の助成対象年齢を小学校6年生から中学校3年生まで拡大
H26	7月～：外来費用の助成対象年齢を就学前乳幼児から小学校3年生まで拡大。
R元	7月～：未婚のひとり親への対応（未婚のひとり親に対し、税法上の寡婦とみなして所得税に係る再計算を行う運用）
R3	7月～：未婚のひとり親への対応の廃止（税制改正により当該規定が意味をなさなくなったことによる廃止）

② 児童相談所における来所相談受付件数（図４－１６）

県内２か所の児童相談所（中央・庄内）においては、児童福祉に関するあらゆる問題について、相談に応じている。令和５年度の来所相談受付件数 2,511 件で、その約 37%が養護に関する相談であるが、児童虐待相談受付件数は依然として高く推移しており、令和５年度は750件になっている。



■ 図４－１６ 山形県の児童相談所における相談件数（来所）の推移



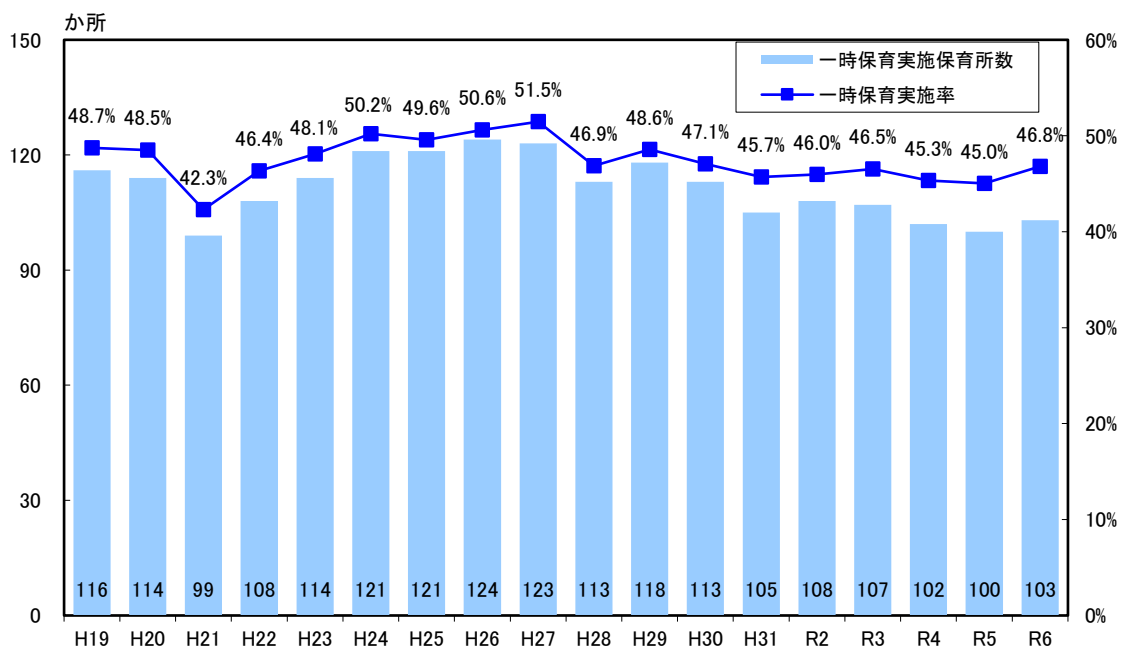
※各年度実績

資料：県子ども家庭福祉課調べ

③ 保育所における一時預かり（図４－１７）

緊急的・一時的な保育ニーズに対応する一時預かりを実施している保育所は、令和６年４月１日現在で 103 箇所となっている。

■ 図４－１７ 山形県の一時預かりの実施状況



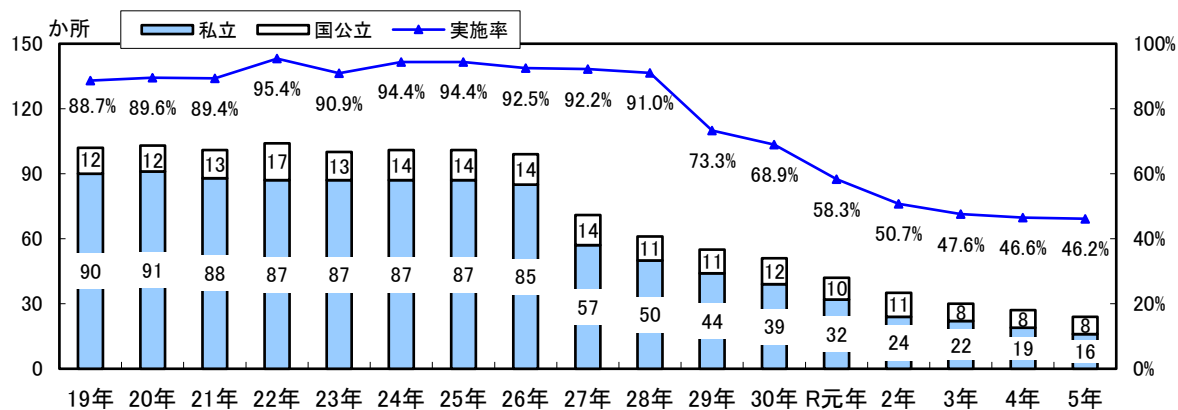
※各年４月１日現在

資料：県子ども成育支援課調べ

④ 幼稚園における預かり保育（図４－１８）

幼稚園において、教育時間の開始前や終了後に希望する園児を園内で過ごさせる「預かり保育」を実施している幼稚園が減少傾向にある。

■ 図４－１８ 山形県の幼稚園における預かり保育実施状況

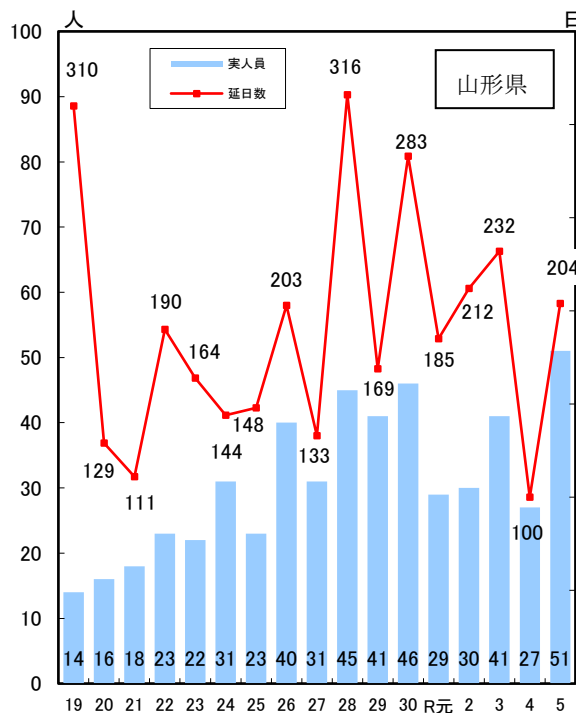


※私立幼稚園は、預かり保育推進事業の補助を受けている施設 県子ども成育支援課・義務教育課調べ

⑤ 子育て短期支援事業（図４－１９・２０）

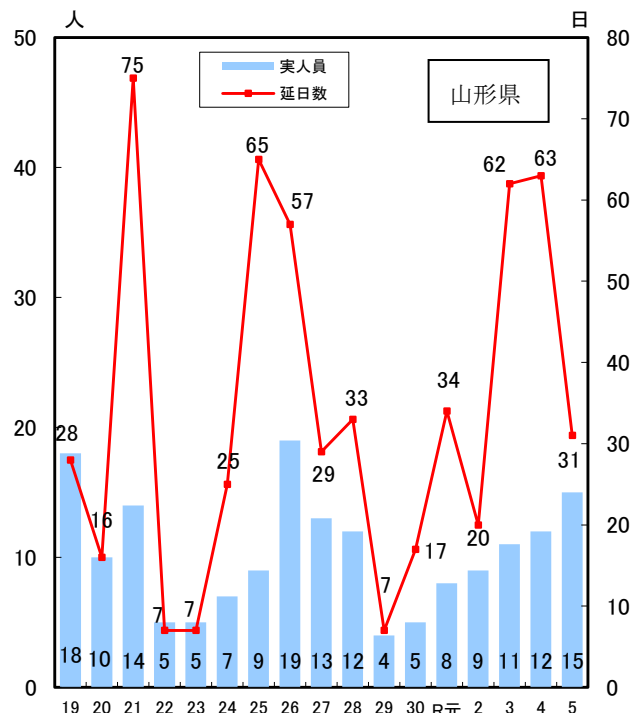
保護者が疾病・仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難になった時など、市町村が児童養護施設などにおいて一定期間養育保護する子育て短期支援事業の実施状況は、図４－１９・２０のとおりである。

■ 図４－１９ 短期入所生活援助（ショートステイ）



※各年度実績 資料：県子ども家庭福祉課調べ

■ 図４－２０ 夜間養護（トワイライトステイ）

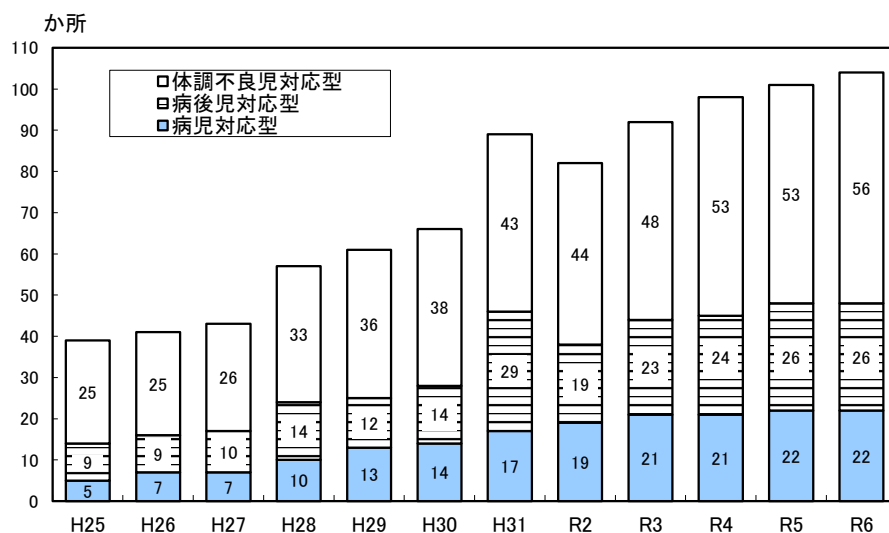


※各年度実績 資料：県子ども家庭福祉課調べ

⑥ 病児病後児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、保育所や病院の専用スペース等で児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う保育施設が増加している。（図４－２１）

■ 図４－２１ 山形県の病児病後児保育の実施状況



※各年４月１日現在

資料：県子ども成育支援課調べ

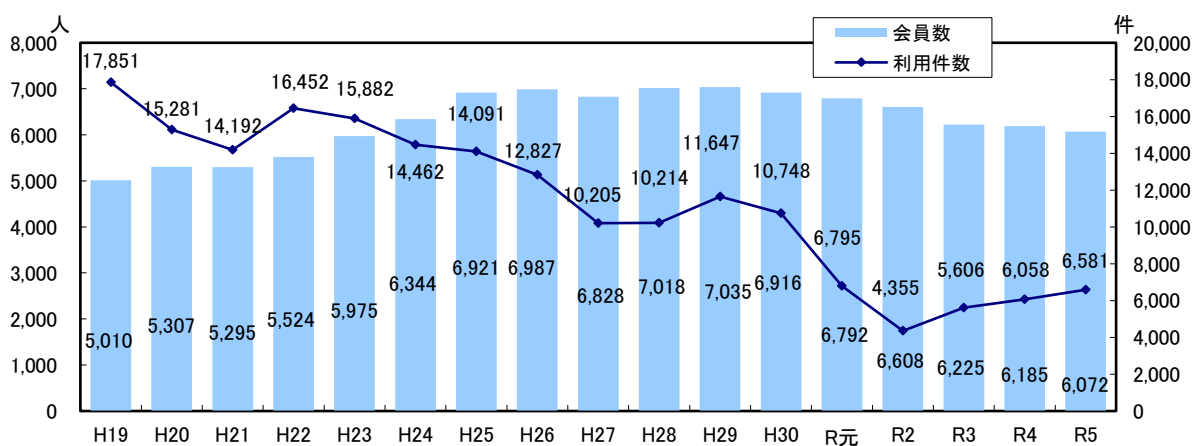
⑦ ファミリー・サポート・センターの設置状況（表４－７ 図４－２２）

育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を会員として育児支援を行うファミリー・サポート・センターの設置箇所数及び会員数は横ばい状態にある。

■ 表４－７ 設置状況

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
17か所	17か所	18か所	18か所	19か所	20か所	21か所	21か所	22か所	24か所	24か所	24か所	24か所	24か所	24か所	23か所	23か所	23か所

■ 図４－２２ 山形県のファミリー・サポート・センターの会員数と活動状況



※各年度実績

資料：県子ども成育支援課調べ

⑧ 地域子育て支援拠点施設事業（表４－８）

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談援助等を行う地域子育て支援拠点施設の整備が進んでいる。

■ 表４－８ 山形県の地域子育て支援拠点施設の状況（令和６年４月１日現在）

一般型	連携型	市町村 単独事業	合計
１０１か所	７か所	３か所	１１１か所

資料：県子ども成育支援課調べ

⑨ 認定こども園（表４－９）

保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供し、全ての子育て家庭を対象に地域の子育て支援を行うという２つの機能を備える施設を知事が認定こども園として認定する。平成１８年１０月に制度が創設され、平成２４年８月に大きな改善が行われた。

■ 表４－９ 認定こども園の認定状況（令和６年４月１日現在）

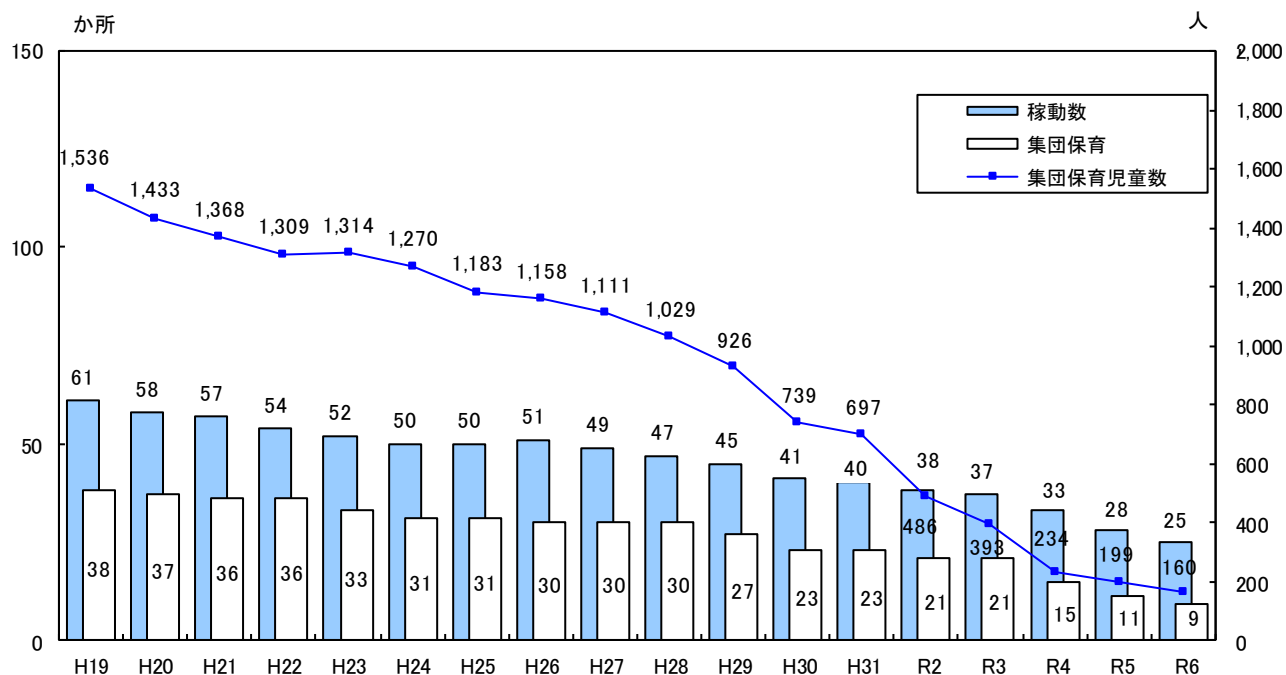
区分	件数	備考
山形県	１２６件	山形市（３２）・寒河江市（３）・上山市（２）・村山市（６）・天童市（９）・東根市（７）・尾花沢市（２）・山辺町（２）・河北町（３）・新庄市（４）・金山町・最上町・真室川町・米沢市（７）・長井市（３）・南陽市（２）・高畠町（５）・川西町・小国町・白鷹町（２）・飯豊町（２）・鶴岡市（１６）・酒田市（１１）・三川町・庄内町・遊佐町
全 国	１０，４８３件	

資料：県子ども成育支援課調べ、全国の件数はこども家庭庁調べ

⑩ 児童館・児童センターの設置状況（図４－２３）

県内の児童館・児童センターは、減少傾向にある。

■ 図４－２３ 山形県の児童館・児童センターの設置状況



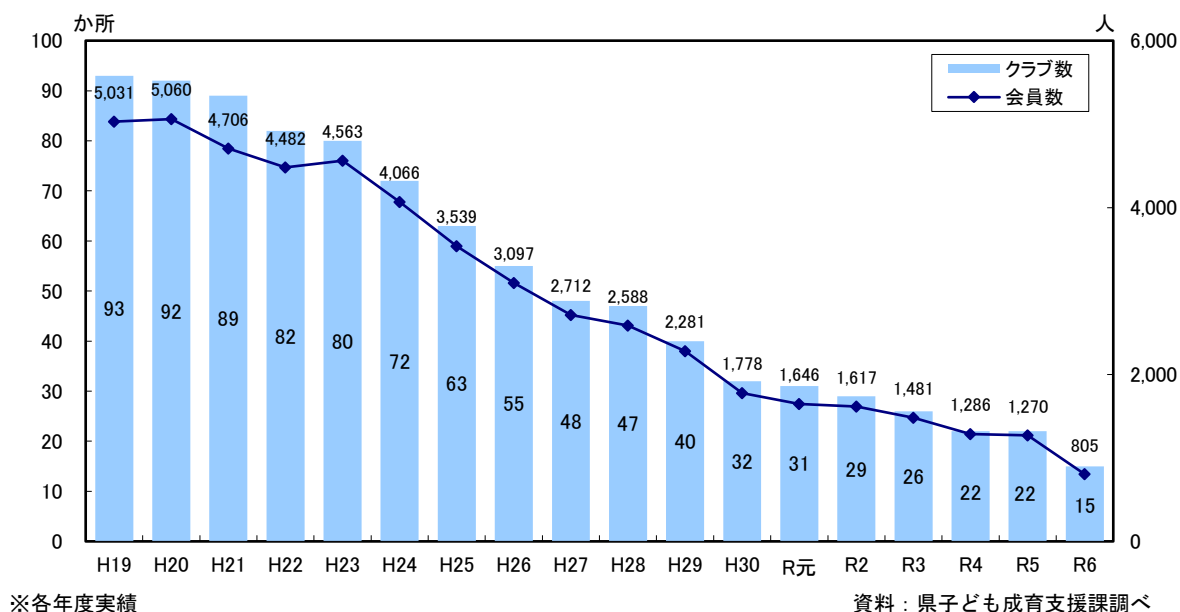
※各年４月１日現在（休止中除く）

資料：県子ども成育支援課調べ

⑪ 母親クラブの設置状況（図４－２４）

平成９年以降、児童館等を活動拠点としている地域組織の母親クラブは、会員数とともに減少傾向にある。

■ 図４－２４ 山形県の母親クラブの設置状況



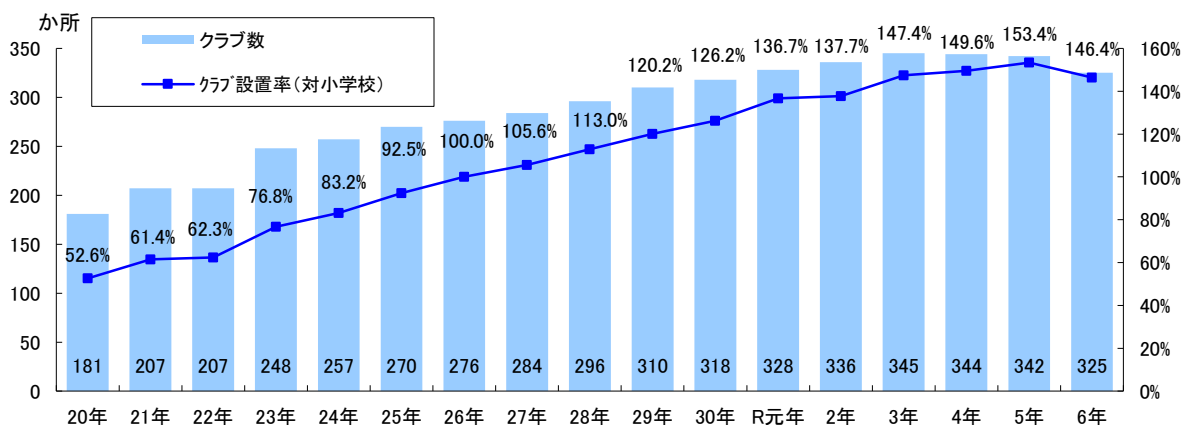
⑫ 放課後子ども教室の設置状況

「放課後子ども教室」は、地域の方々の参画を得て、すべての子どもに放課後や週末の安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、様々な体験活動や学習活動を行う事業で、令和６年６月１４日現在、県内１２２か所に設置されている。

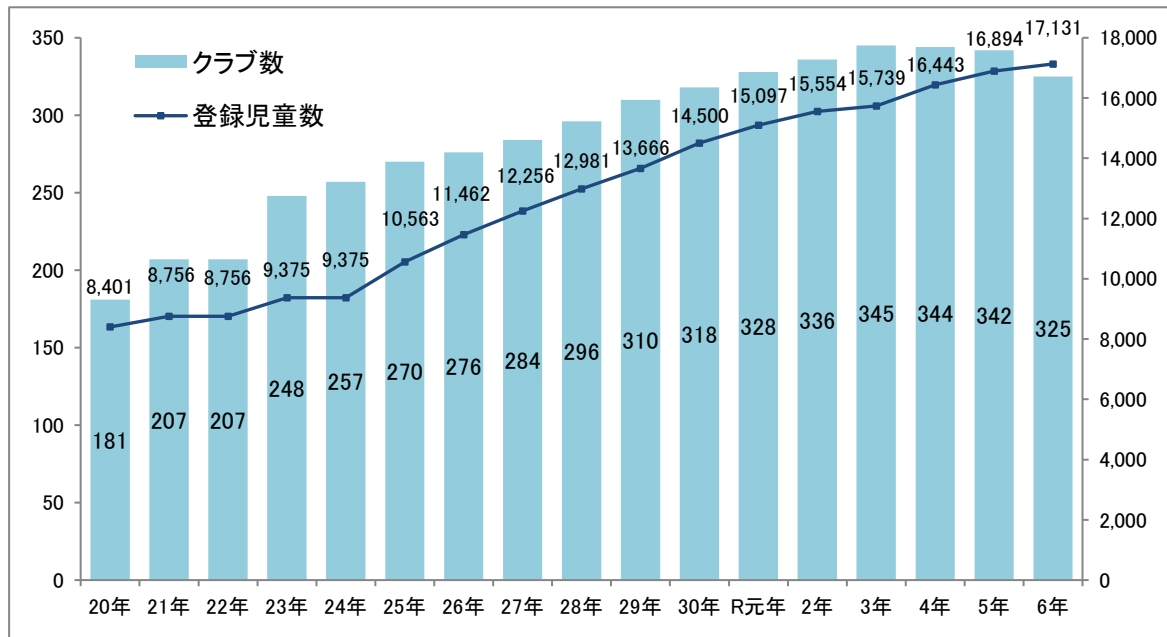
⑬ 放課後児童クラブの設置状況（図４－２５・２６）

保護者が昼間いない家庭の小学校低学年児童等を対象として、放課後や長期休暇等に児童館等の施設を利用して、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」は、設置数、登録児童数ともに増加傾向にある。

■ 図４－２５ 山形県の放課後児童クラブの設置状況



■ 図４－２６ 山形県の放課後児童クラブの登録児童数



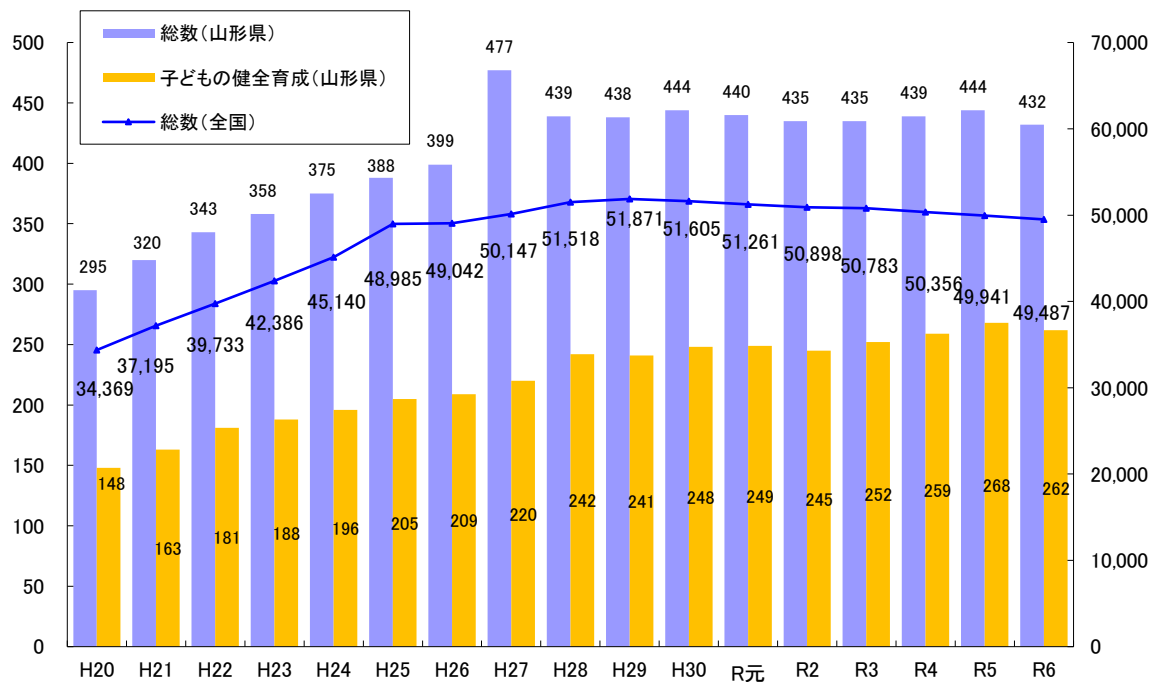
※各年５月１日現在

資料：山形県「学校基本調査」、県子ども成育支援課調べ

⑭ 子どもの健全育成に携わるＮＰＯ法人（図４－２７）

令和６年度末現在、本県の特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）は４３２の法人が認証されており、その中で約６１％が「子どもの健全育成」を活動分野としている。

■ 図４－２７ ＮＰＯ法人の認証状況



資料：内閣府、消費生活・地域安全課調べ

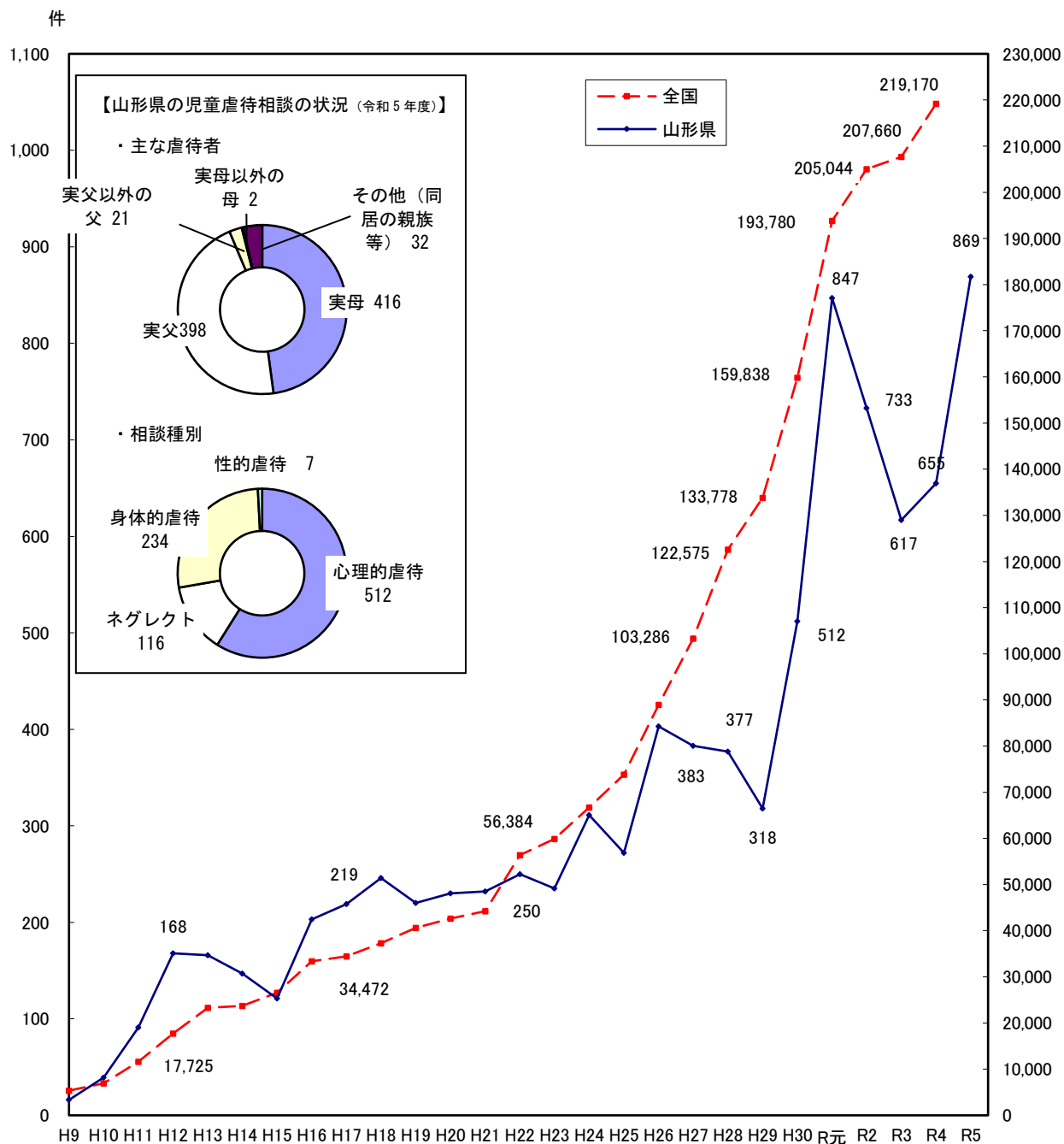
(3) 児童の保護と自立支援

① 児童虐待相談の状況（図4-28）

児童相談所及び市町村に寄せられた児童虐待相談のうち、虐待と認定された件数は、9年度から増加し12年度をピークに漸減傾向にあったが、法改正による通告範囲の拡大（「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」へと通告の対象範囲が拡大）もあり16年度以降200件を超える件数で推移し、令和5年度には869件となっている。

■ 図4-28 児童虐待相談件数の推移

※ 山形県は児童相談所及び市町村における虐待認定件数 全国は児童相談所における相談対応件数



※ 平成22年度の全国件数は、福島県を除く速報値

※ 全国は未公表

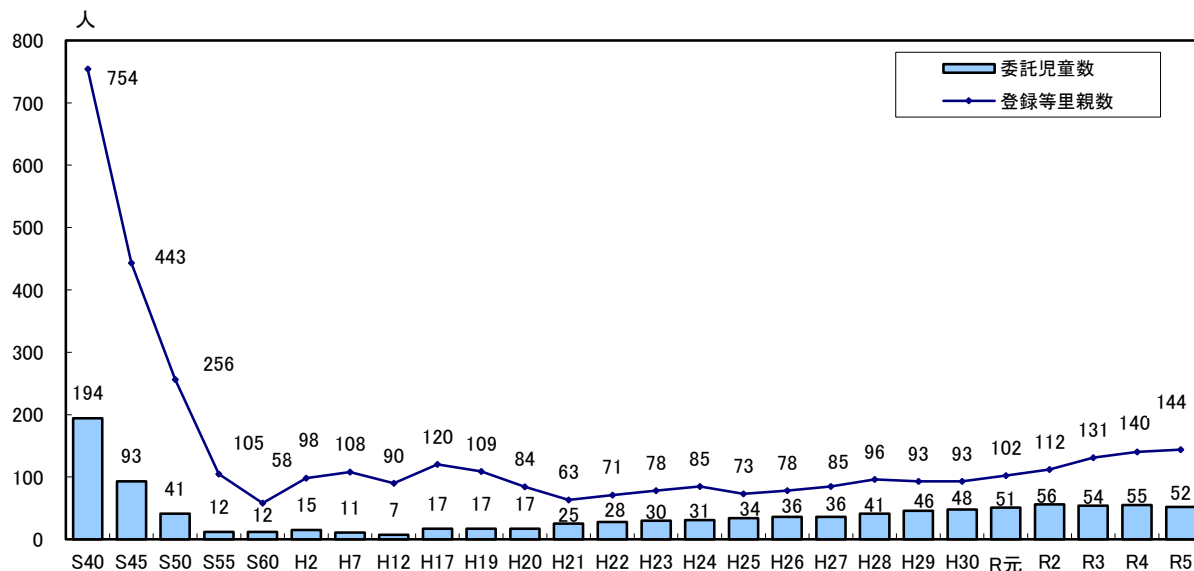
資料：県子ども家庭福祉課調べ

② 里親登録数と里親委託児童の状況（図４－２９）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が平成 21 年度に 2 か所、25 年度に 1 か所新設された。

登録等里親数は、令和 5 年度末で 144 世帯となった。また、里親等に委託している児童数は 52 名（里親委託児童 41 名・ファミリーホーム委託児童 11 名）となっている。

■ 図４－２９ 山形県の登録等里親数と里親委託児童数の推移



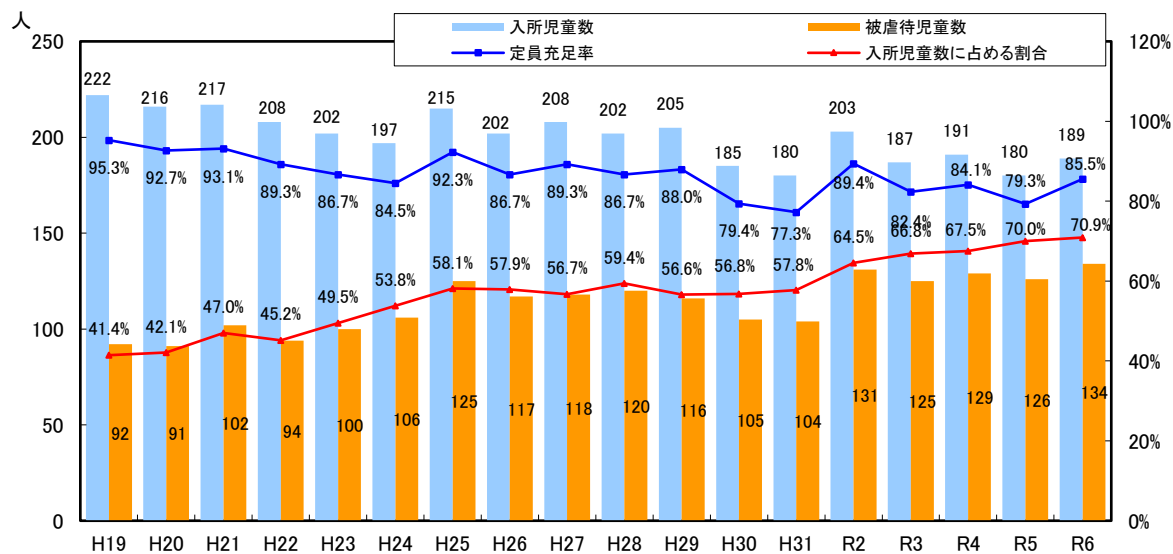
※各年度末

資料：県子ども家庭福祉課調べ

③ 児童養護施設の入所状況（図４－３０）

保護者のいない児童や虐待されている児童などを養護して自立を支援している児童養護施設の入所児童数は200名前後で推移している。令和 6 年 4 月 1 日の定員充足率は、85.5%となっており、また、入所児童のうち被虐待児の割合が 7 割以上となっている。

■ 図４－３０ 山形県の児童養護施設の入所



※各年 4 月 1 日現在

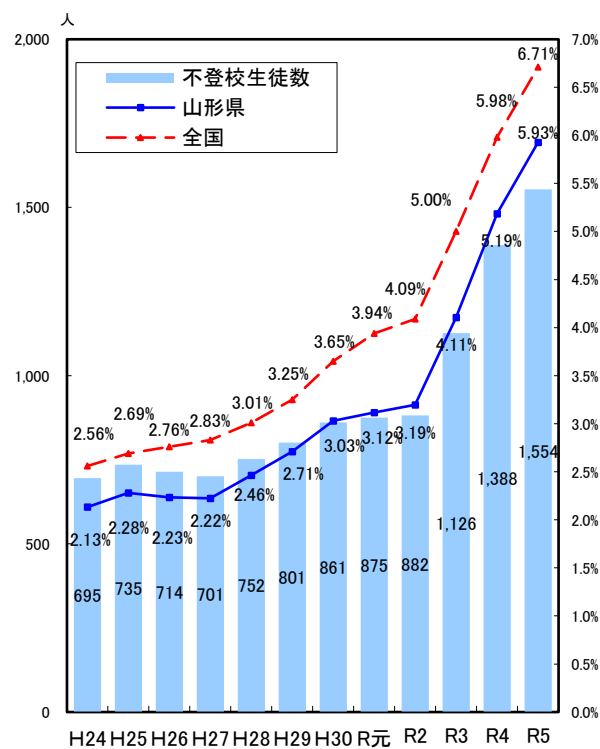
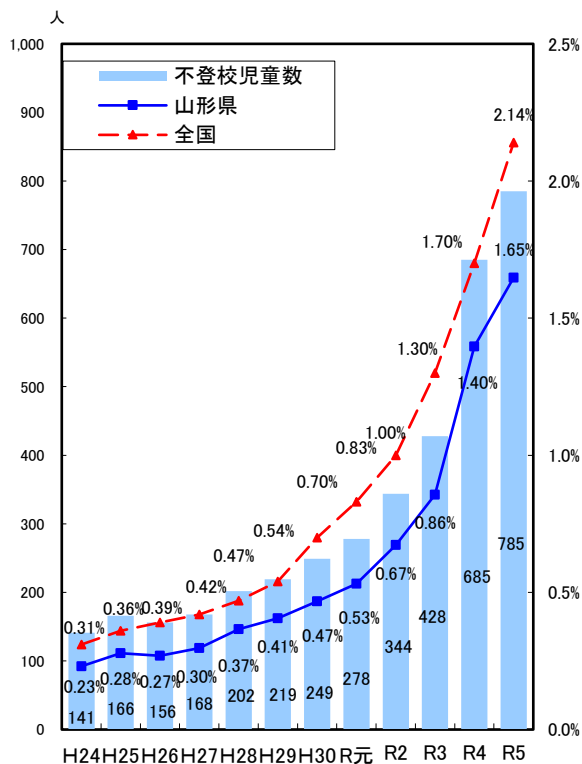
資料：県子ども家庭福祉課調べ

④ 不登校児童の状況（図４－３１・３２）

平成10年以降、県内の小中学校の不登校児童の出現率は、全国より低い水準にある。

■ 図４－３１ 小学校における不登校児童数の推移

■ 図４－３２ 中学校における不登校生徒数の推移



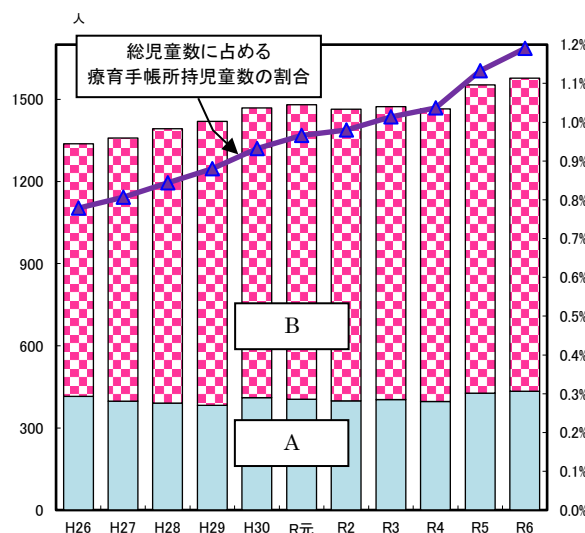
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、山形県「学校基本調査」

(4) 障がい児の保護と自立支援

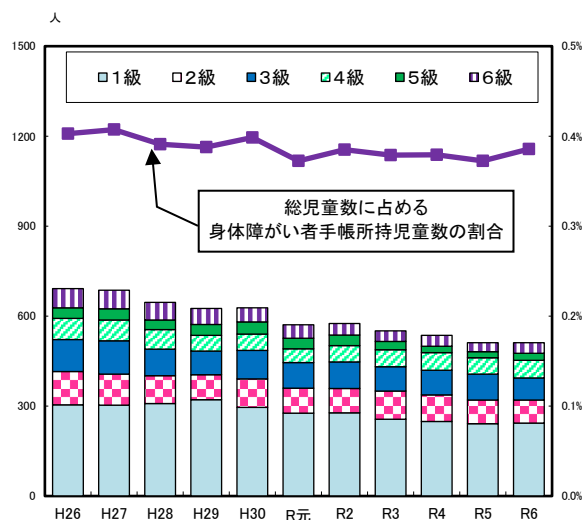
① 療育手帳・身体障がい者手帳所持児童数の推移（図4-33・34 表4-10）

知的な障がいや身体的な障がいを抱える児童に対して、援助措置を受けやすくするために、療育手帳及び身体障がい者手帳を交付している。療育手帳の所持児童割合は、近年増加傾向となっている。

■ 図4-33 山形県の療育手帳所持児童数の推移



■ 図4-34 山形県の身体障がい者手帳所持児童数の推移



■ 表4-10 山形県の療育手帳・身体障がい者手帳所持児童数の推移

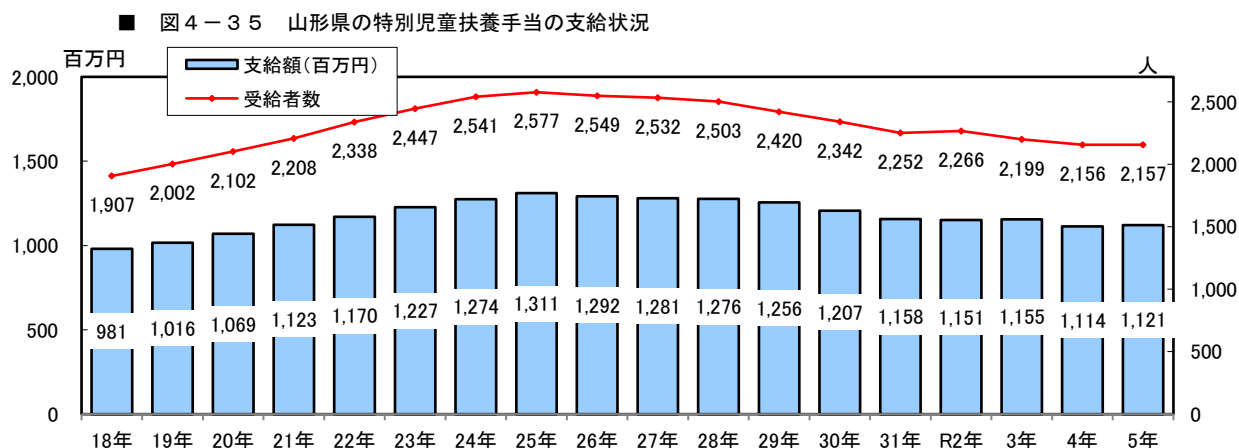
	療育手帳				身体障がい者手帳								児童数
	A	B	計		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計		
H20	378	754	1,132	0.58%	385	126	100	82	42	48	783	0.40%	193,558
H21	383	790	1,173	0.62%	387	119	94	78	38	53	769	0.40%	189,922
H22	393	802	1,195	0.64%	378	121	102	81	46	58	786	0.42%	185,715
H23	410	867	1,277	0.70%	368	119	92	73	50	59	761	0.42%	182,843
H24	425	903	1,328	0.74%	362	118	96	63	45	60	744	0.42%	179,179
H25	428	889	1,317	0.75%	338	107	108	64	39	64	720	0.41%	175,496
H26	415	923	1,338	0.78%	304	111	107	70	36	64	692	0.40%	171,881
H27	398	961	1,359	0.74%	303	104	111	69	37	62	686	0.41%	168,446
H28	391	1,002	1,393	0.84%	308	93	89	65	32	59	646	0.39%	165,142
H29	383	1,037	1,420	0.88%	321	84	79	52	36	54	626	0.39%	161,370
H30	410	1,059	1,469	0.93%	296	95	95	54	41	47	628	0.40%	157,614
元	405	1,075	1,480	0.97%	276	84	85	46	35	45	571	0.37%	153,303
R2	399	1,065	1,464	0.98%	277	82	88	55	35	38	575	0.38%	149,415
R3	404	1,070	1,474	1.01%	256	94	81	57	28	35	551	0.38%	145,425
R4	396	1,069	1,465	1.04%	249	88	83	58	22	36	536	0.38%	141,269
R5	427	1,126	1,553	1.13%	241	79	87	54	20	30	511	0.37%	137,130
R6	434	1,143	1,577	1.19%	243	77	74	59	23	35	511	0.39%	132,509

※児童数は、各年10月1日現在（山形県の人口と世帯数より）

資料：県障がい福祉課調べ

② 特別児童扶養手当の支給状況（図４－３５）

特別児童扶養手当は、在宅で20歳未満の重度・中度の障がい児を養育しているものに支給される。受給者数は、ほぼ横ばいとなっている。



※受給者数は翌年4月末現在で、支給額は各年度実績額

資料：県子ども福祉支援課調べ

（５）母子保健対策の推進

① 健康診査の受診状況（表４－１１・１２）

市町村が実施する1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の受診率はともに100%に近い。

■ 表４－１１ 山形県の健康診査の受診状況

		対象児童数	受診児童数	受診率
平成23年度	1歳6か月	8,846	8,691	98.2%
	3歳	9,370	9,179	98.0%
平成24年度	1歳6か月	8,889	8,727	98.2%
	3歳	9,163	8,985	98.1%
平成25年度	1歳6か月	8,499	8,361	98.4%
	3歳	8,912	8,770	98.4%
平成26年度	1歳6か月	8,302	8,186	98.6%
	3歳	8,798	8,649	98.3%
平成27年度	1歳6か月	8,195	8,064	98.4%
	3歳	8,305	8,179	98.5%
平成28年度	1歳6か月	7,941	7,835	98.7%
	3歳	8,316	8,177	98.3%
平成29年度	1歳6か月	7,809	7,700	98.6%
	3歳	8,126	8,005	98.5%
平成30年度	1歳6か月	7,334	7,246	98.8%
	3歳	7,953	7,863	98.9%
令和元年度	1歳6か月	6,788	6,690	98.6%
	3歳	7,440	7,327	98.5%
令和2年度	1歳6か月	6,694	6,626	99.0%
	3歳	7,230	7,159	99.0%
令和3年度	1歳6か月	6,535	6,454	98.8%
	3歳	7,215	7,109	98.5%
令和4年度	1歳6か月	6,227	6,207	98.9%
	3歳	6,818	6,758	99.1%

資料：県子ども成育支援課調べ

■ 表 4－12 令和4年度の健診の受診状況

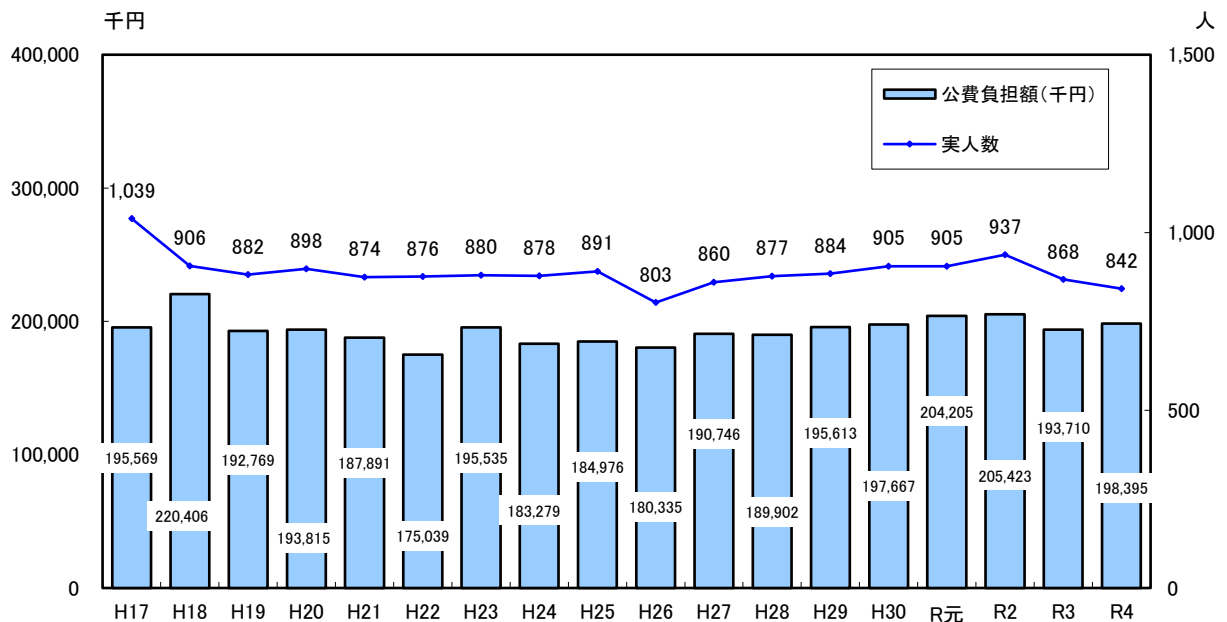
	1歳6か月児健康診査			3歳児健康診査		
	対象児	受診児	未受診児	対象児	受診児	未受診児
村山保健所管内	3,399	3,355	44	3,618	3,582	36
最上保健所管内	328	319	9	375	370	5
置賜保健所管内	1,021	1,013	8	1,224	1,213	11
庄内保健所管内	1,529	1,520	9	1,601	1,593	8
合 計	6,277	6,207	70	6,818	6,758	60

資料：県子ども成育支援課調べ

② 小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付の状況（図4－36）

小児慢性疾患のうち特定疾患の患者の医療費負担軽減のため、医療費が給付される。ほぼ横ばいとなっている。

■ 図 4－36 山形県の小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付の状況



※各年度実績

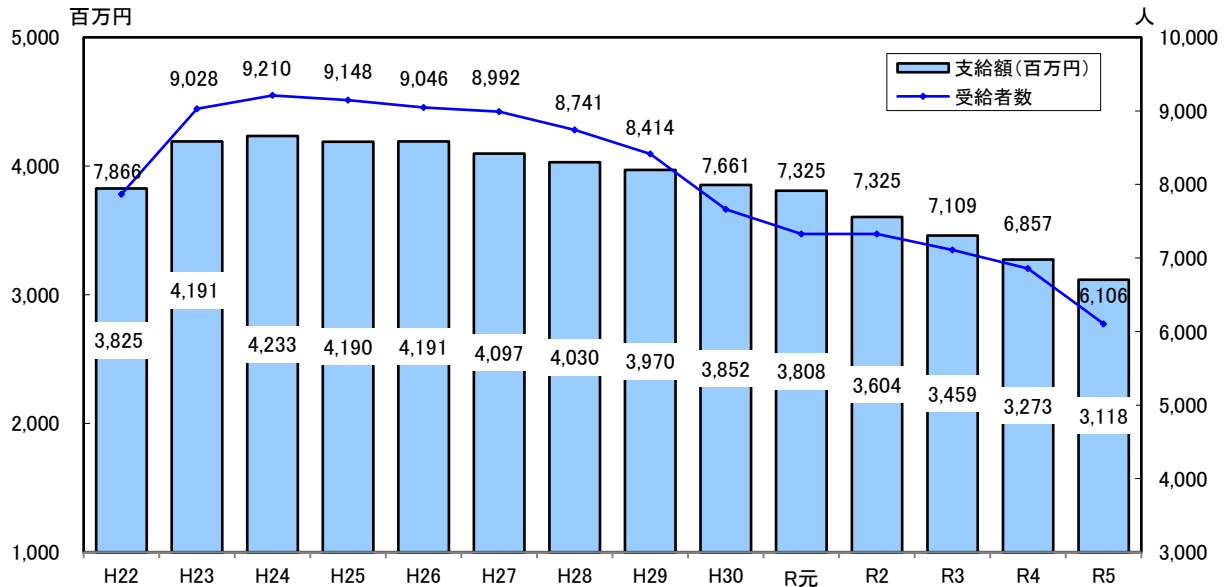
資料：県子ども成育支援課調べ

(6) ひとり親家庭への支援

① 児童扶養手当の支給状況（図4-37）

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する者に支給される児童扶養手当は、離婚等による母子家庭世帯数の増加などを背景に、受給者数・支給額ともに平成24年まで増加傾向であったが、その後緩やかに減少している。

■ 図4-37 山形県の児童扶養手当の支給状況



※受給者数は各年4月末現在で、支給額は各年度実績額

資料：県子ども家庭福祉課調べ

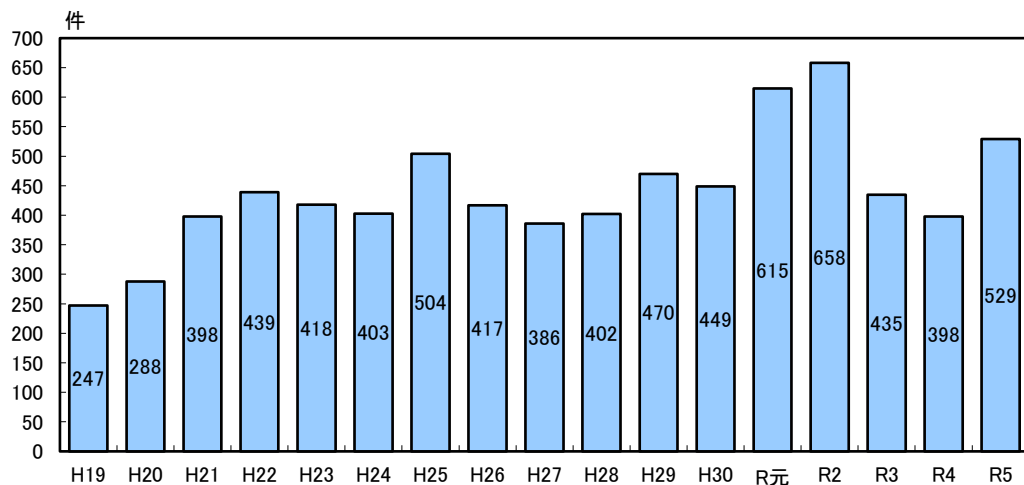
(7) DV相談支援センターにおけるDV相談受付の状況

① 婦人相談所等におけるDV関係相談の状況（図4-38）

県内のDV相談支援センターは、平成17年度まで婦人相談所1ヶ所であったが、平成18年9月から各総合支庁にDV相談支援センターの機能を付して、婦人相談所とともにDV相談に対応している。

令和5年度のDV相談受付件数は、前年度と比べ増加した。

■ 図4-38 山形県のDV相談支援センターにおけるDV相談受付状況



※各年度実績（同一月内の同一相談者からの重複件数は除く）

資料：県子ども家庭福祉課調べ